

【参考資料 1】

第 1 回竹原市下水道使用料審議会議題資料

第1回竹原市下水道使用料審議会次第

日時 令和5年7月13日(木)13時30分～

場所 竹原市役所3階第1・2委員会室

1 開会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員自己紹介
- (3) 市長挨拶
- (4) 竹原市下水道使用料審議会について
- (5) 会長・副会長の互選

2 諮問

3 議題

- (1) 下水道事業と事業概要について
- (2) 下水道事業会計の特徴について
- (3) 竹原市下水道事業の現状と課題について
- (4) 経営改善への取り組みについて
- (5) 下水道使用料の考え方と現在の使用料について
- (6) 下水道使用料の検討手順について

4 その他

5 閉会

【配布資料】

- 委嘱状
- 次第（本紙）
- 委員名簿
- 配席表
- 相手方登録・源泉徴収相手方登録（変更等）依頼書
- 返信用封筒

議題資料 第1回竹原市下水道使用料審議会議題資料

参考資料1 竹原市下水道使用料審議会条例

参考資料2 令和4年度竹原市下水道事業会計決算書

参考資料3 竹原市公共下水道（リーフレット）

第1回 竹原市下水道使用料審議会

令和5年7月13日 13:30~
竹原市

【目 次】

- 1 下水道事業と事業概要について
- 2 下水道事業会計の特徴について
- 3 下水道事業の現状と課題
- 4 経営改善への取り組み
- 5 下水道使用料の考え方と現在の使用料について
- 6 下水道使用料の検討手順について

1 下水道事業と事業概要について

1 下水道事業と事業概要について

(1) 下水道事業とは

- ・ 下水道の目的

都市の健全な発達及び**公衆衛生の向上**に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資すること（下水道法第1条）

常に**企業の経済性を発揮**するとともに、その本来の目的である**公共の福祉を増進**するように運営されなければならない。
(地方公営企業法第3条)

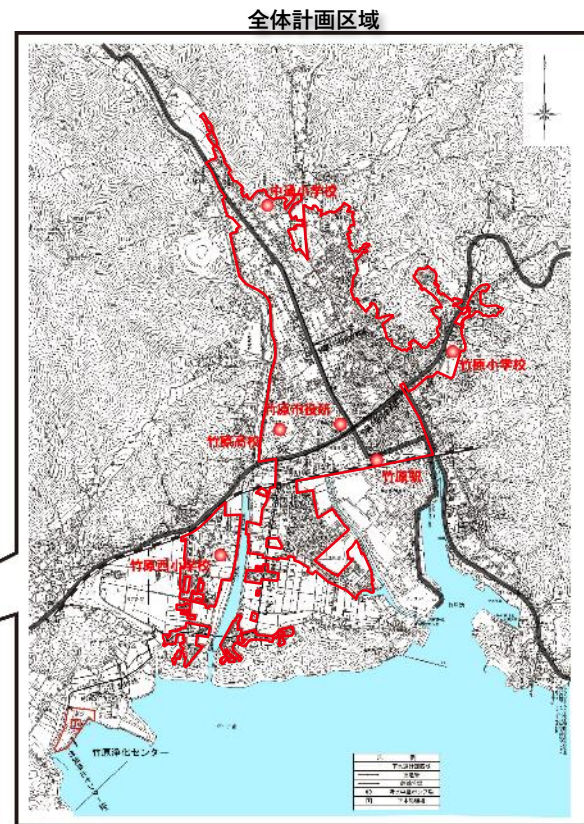
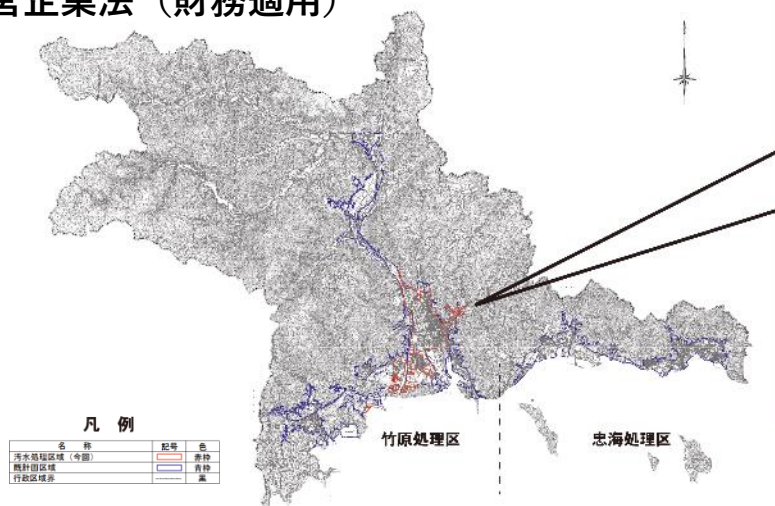


「企業の経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」が責務

I 下水道事業と事業概要について

竹原市の下水道事業（概要）

- 平成元年 竹原市公共下水道事業着手
- ↓
- 平成18年6月 中央第2雨水排水ポンプ場供用開始
平成18年8月 竹原浄化センター供用開始
- ↓
- 平成30年度 「竹原市污水適正処理構想」改定
公共下水道全体計画区域見直し
- ↓
- 令和2年4月 地方公営企業法（財務適用）



污水：下水道処理人口普及率 19.9%
雨水：整備率（中央排水区） 73.6%（令和5年3月31日時点）

I 下水道事業と事業概要について

竹原市の下水道事業（污水）

下水処理場の概要

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 名称 | 竹原浄化センター |
| 供用開始 | 平成18年8月 |
| 位置 | 竹原市下野町字吉良崎1198番地12外 |
| 排除方式 | 分流式（污水） |
| 処理能力 | 計画1日最大汚水量：2,000m ³ /日 |
| 処理方式 | 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法 |
| 計画放流水質 | BOD=15mg/L T-N=20mg/L T-P=2.3mg/L |



1 下水道事業と事業概要について

竹原市の下水道事業（雨水）

排水機場の概要

| | |
|--------|--|
| 名称 | 中央第2雨水排水ポンプ場 |
| 供用開始 | 平成18年6月 |
| 位置 | 竹原市中央四丁目1379番地2 |
| 排除方式 | 分流式（雨水） |
| 排水区 | 中央排水区 |
| 計画排水面積 | 100.4ha |
| 計画排水量 | 688m ³ /分 |
| 設備 | 立軸斜流ポンプ Φ700mm×62m ³ /分×1台（電動駆動） Φ1500mm×313m ³ /分×2台（原動機駆動） |



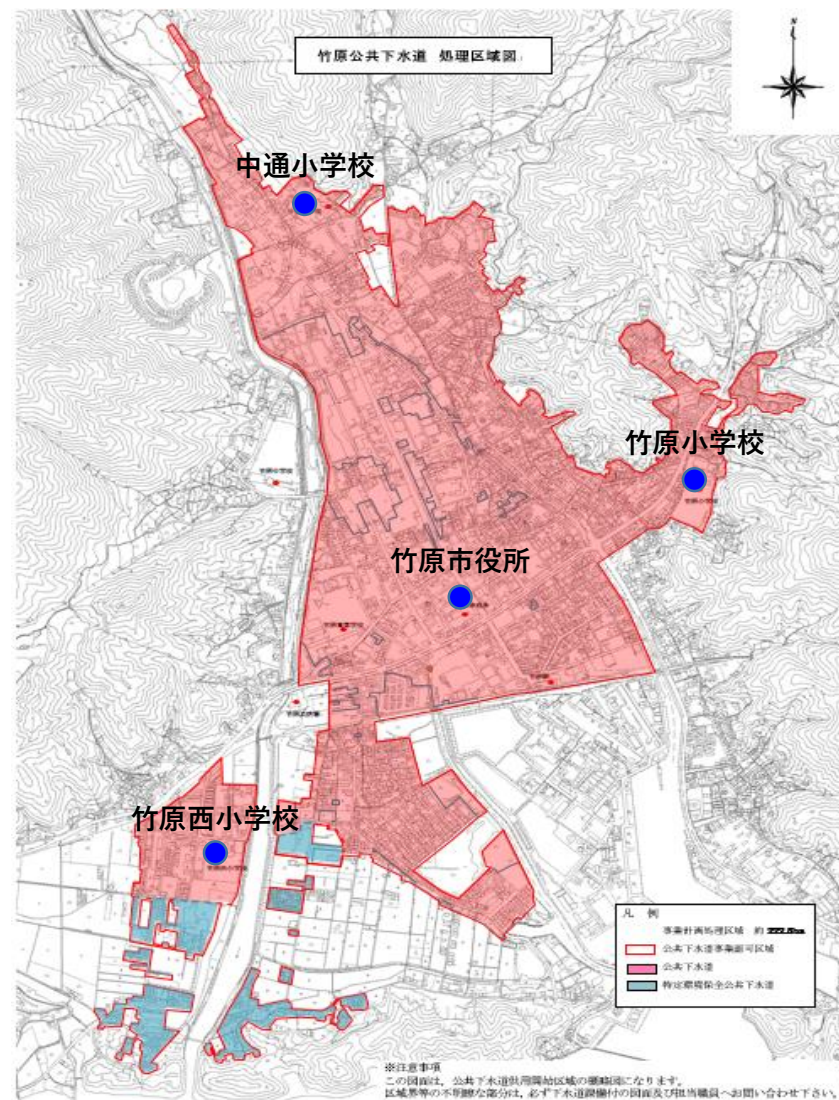
1 下水道事業と事業概要について

(2) 整備区域

○整備予定区域
222.5ha

| | |
|----------------------|--|
| <p>公共下水道事業</p> | <p>主に用途地域における下水を処理するもの</p> |
| <p>特定環境保全公共下水道事業</p> | <p>主に用途地域以外の区域における下水を処理するもの</p> |

| | |
|------------------|-----------------|
| <p>処理区域内人口密度</p> | <p>37.6人/ha</p> |
|------------------|-----------------|



1 下水道事業と事業概要について

(3) 整備済み区域

○整備済み面積

123.7ha

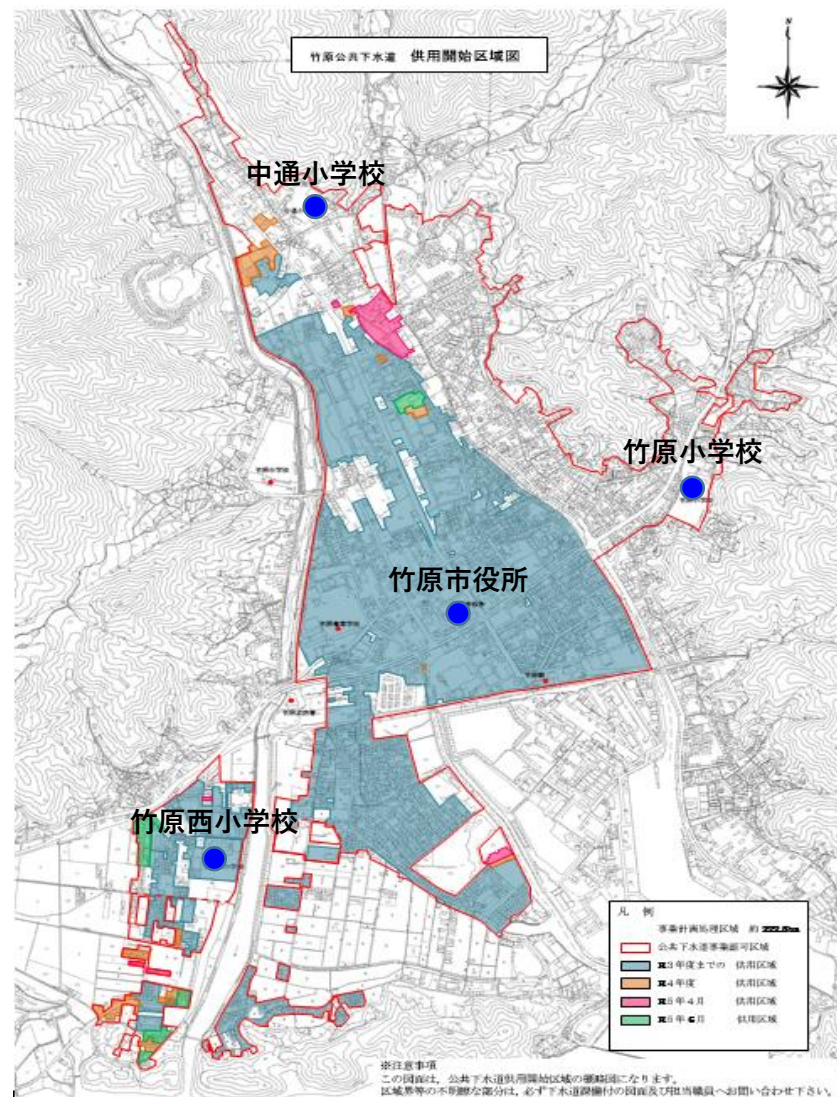
○整備率

55.6%

(令和4年度末現在)

○整備完了目標年度

令和9年度



2 下水道事業会計の特徴について

2 下水道事業会計の特徴について

(1) 「経費の負担の原則」と「独立採算制」

- ・下水道使用料の関係法規

公正妥当なものでなければならず、かつ、**能率的な経営の下**における**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保することができるもの**でなければならない。

(地方公営企業法第21条第2項)

公営企業の経費は、性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが**適当でない経費**及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てる**ことが客観的に困難であると認められる経費を除き**、**当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。**

(地方財政法第6条)

2 下水道事業会計の特徴について

(1) 「経費の負担の原則」と「独立採算制」

・経費の負担の原則

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、
地方公共団体において、負担するものとする。

- 1 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 2 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費 (地方公営企業法第17条の2第1項)

・独立採算制

地方公営企業の経費は**経営に伴う収入**をもつて
充てなければならない (地方公営企業法第17条の2第2項)

2 下水道事業会計の特徴について

(1) 「経費の負担の原則」と「独立採算制」

市が負担すべき経費とは？

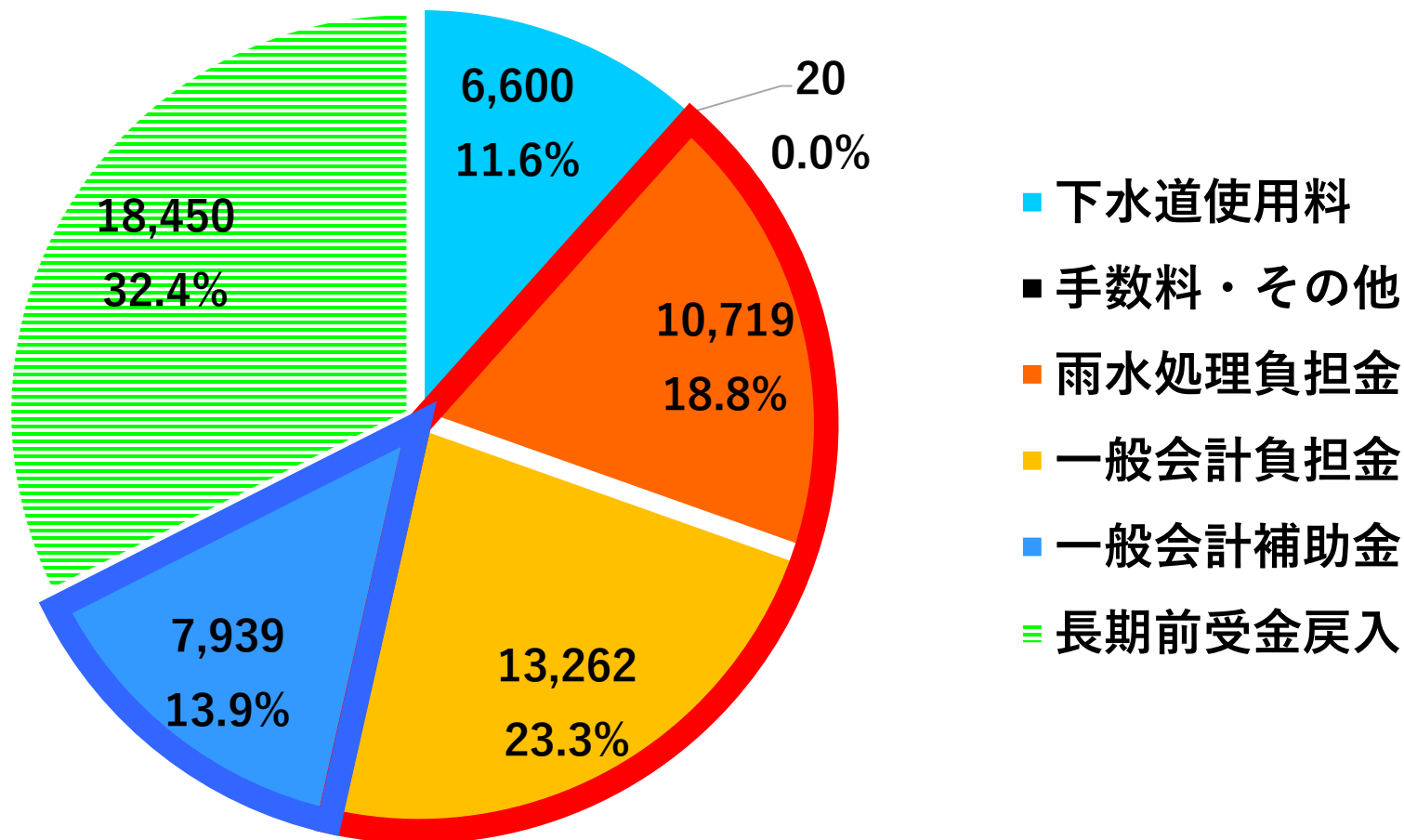
※地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）

- ① 雨水処理に要する経費
- ② 分流式下水道等に要する経費
- ③ 高資本費対策に要する経費
- ④ 地方公営企業法の適用に要する経費
- ⑤ 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費
- ⑥ 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費
- ⑦ 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

2 下水道事業会計の特徴について

(1) 「経費の負担の原則」と「独立採算制」

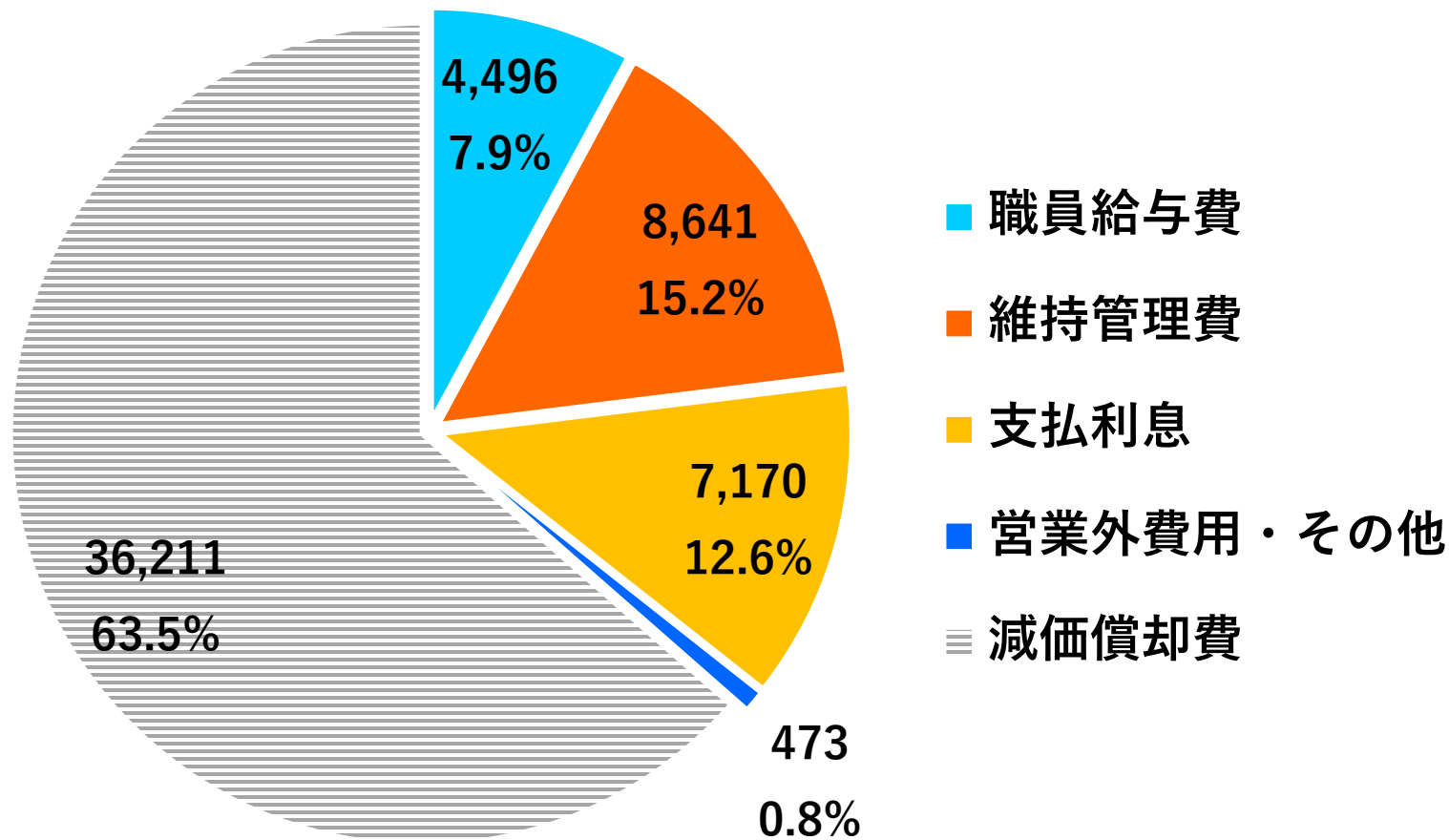
収益的収入（税抜）令和4年度決算（単位：万円）



2 下水道事業会計の特徴について

(1) 「経費の負担の原則」と「独立採算制」

収益的支出（税抜）令和4年度決算（単位：万円）



2 下水道事業会計の特徴について

(2) 下水道事業会計予算の特徴

◎ 2本立ての会計

① 収益的収支

経常的な経営状況を表し、損益取引の全ての「収益」や「費用」に当たるものを計上する（非現金収支を含む）

② 資本的収支

「収益」や「費用」に当たらないとして収益的収支に計上しない企業債の借入や償還，建設改良費などの現金収支

◎ 非現金収支（現金の収受のない損益取引）

（例） 減価償却費や長期前受金戻入など

◎ 補てん財源

2 下水道事業会計の特徴について

(2) 下水道事業会計予算の特徴

収益的収支

令和4年度決算

資本的収支

(経常的な経営活動の収支) 単位：万円

(施設整備, 企業債の収支) 単位：万円

収入 56,990 支出 56,990

収入 35,550 支出 56,775

| | | | |
|-------------------------|-----------------|------------------|----------------------|
| 下水道使用料等 6,620 | | 維持管理費等 13,609 | |
| 一般 会計 繰 入 金 | 雨水負担金 10,719 | 資本 費 | 支払利息 7,170 |
| | 汚水負担金 13,262 | | 減価 償却費等 36,211 |
| | 補助金 7,939 | | |
| 長期前受金戻入 18,450 | | | |

(減価償却費等
- 長期前受金戻入)
= 36,211 - 18,450
= 17,761

内部留保
資金

R3末残高
1,819

R4末残高
2,128

補
て
ん

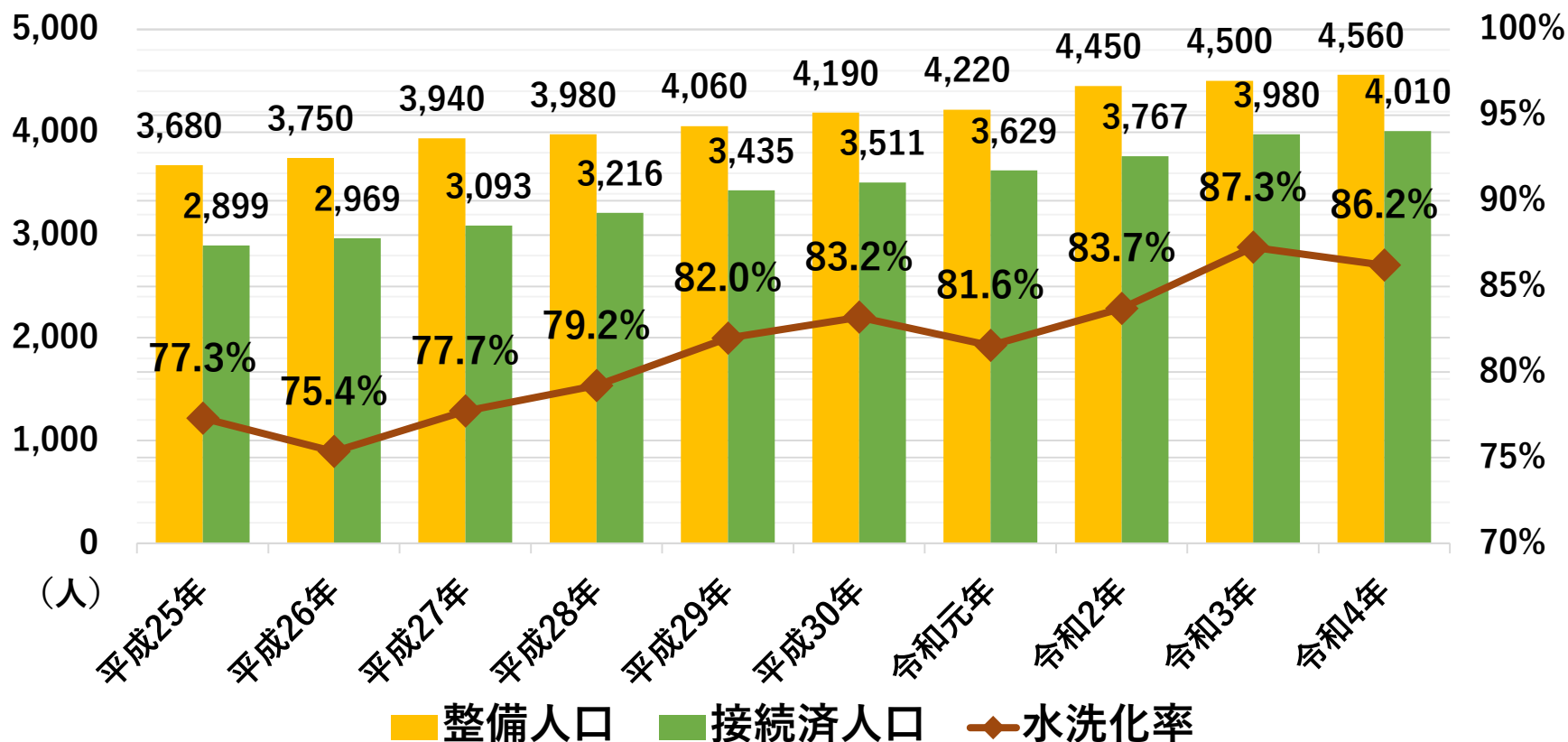
| | |
|-----------------------------|-----------------|
| 企業債※ 21,020 | 建設改良費 23,931 |
| 出資金 4,816 | |
| 国庫補助金※ 8,667 | 元金償還金 32,844 |
| 工事負担金 1,047 | |
| 資金不足額 ▲ 21,225 (補填財源) | |
| 消費税調整額 860 | |
| 内部留保資金 17,451 | |
| 前年度繰越資金 2,914 | |

※翌年度繰越資金を除く

3 竹原市下水道事業の現状と課題

3 竹原市下水道事業の現状と課題

(1) 下水道整備人口、接続済人口、水洗化率の推移

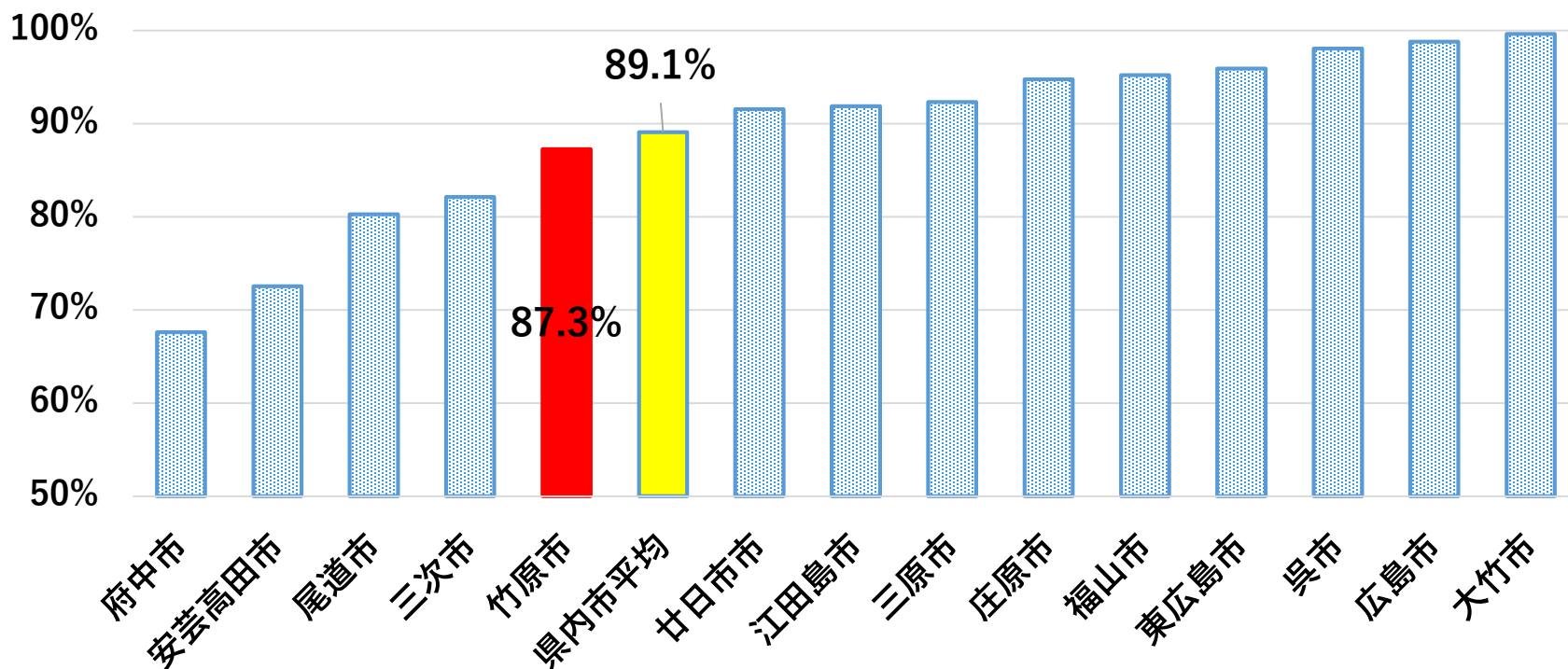


$$\text{接続済人口} \div \text{整備人口} = \text{水洗化率}$$

3 竹原市下水道事業の現状と課題

(1) 下水道整備人口、接続済人口、水洗化率の推移

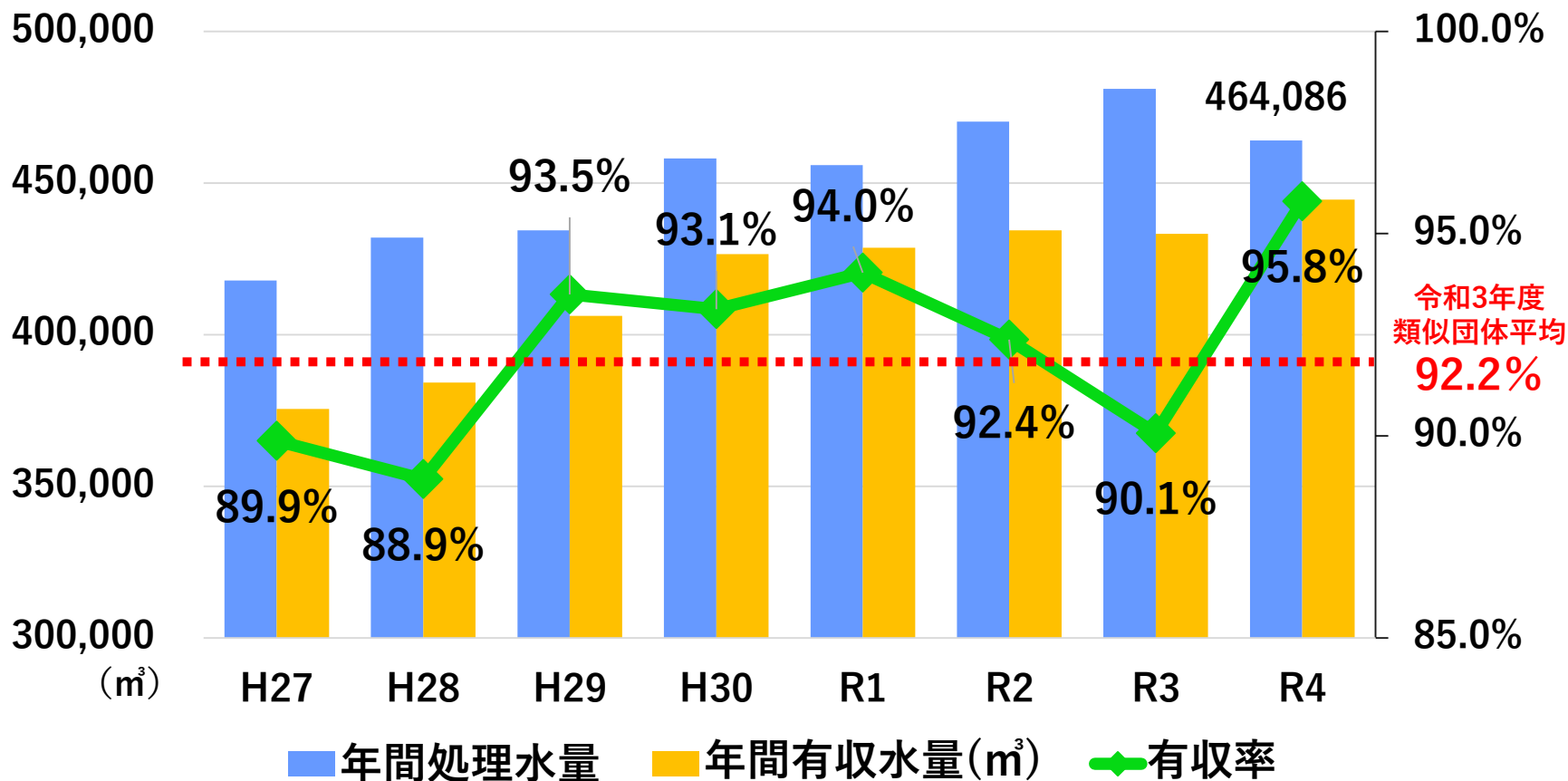
県内市水洗化率（公共下水道事業・令和3年度決算統計）



○全国平均 95.7% ○類似団体平均 81.3%

3 竹原市下水道事業の現状と課題

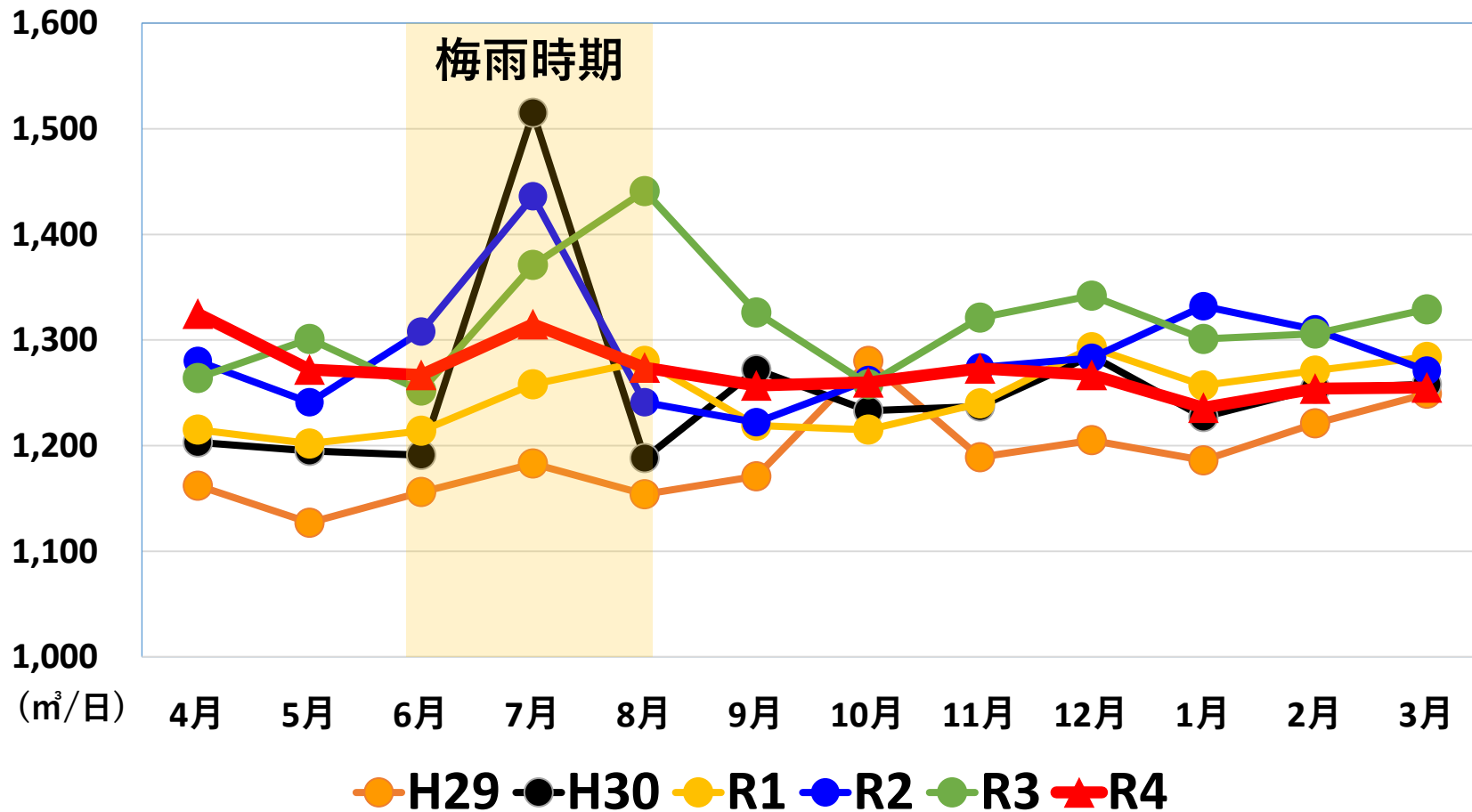
(2) 下水処理水量、有収水量、有収率の推移



$$\text{年間有収水量} \div \text{年間処理水量} = \text{有収率}$$

3 竹原市下水道事業の現状と課題

(3) 月別1日平均処理水量の推移



3 竹原市下水道事業の現状と課題

(3) 月別 1日平均処理水量の推移



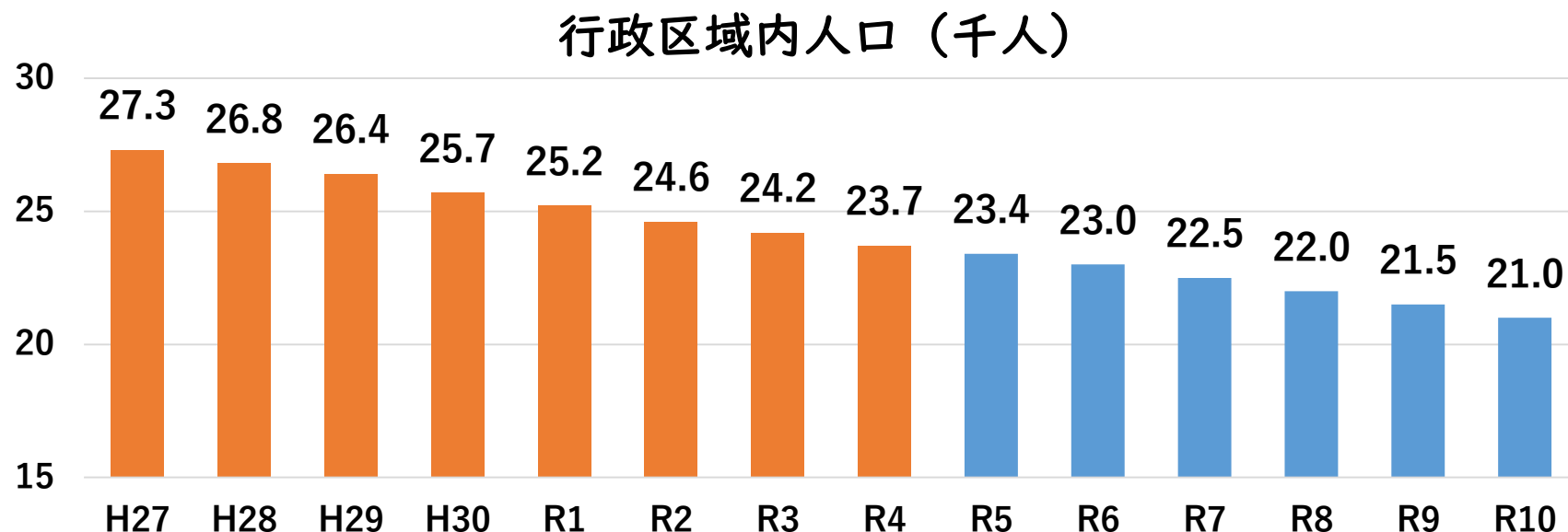
↑平成21年7月10日撮影

↓平成29年7月12日撮影



3 竹原市下水道事業の現状と課題

(4) 行政区域内人口の減少と見込み



※出典：第6次竹原市総合計画

平成27年(2015)から令和4年(2022)は9月末の実績値。令和5年(2023)以降は推計値

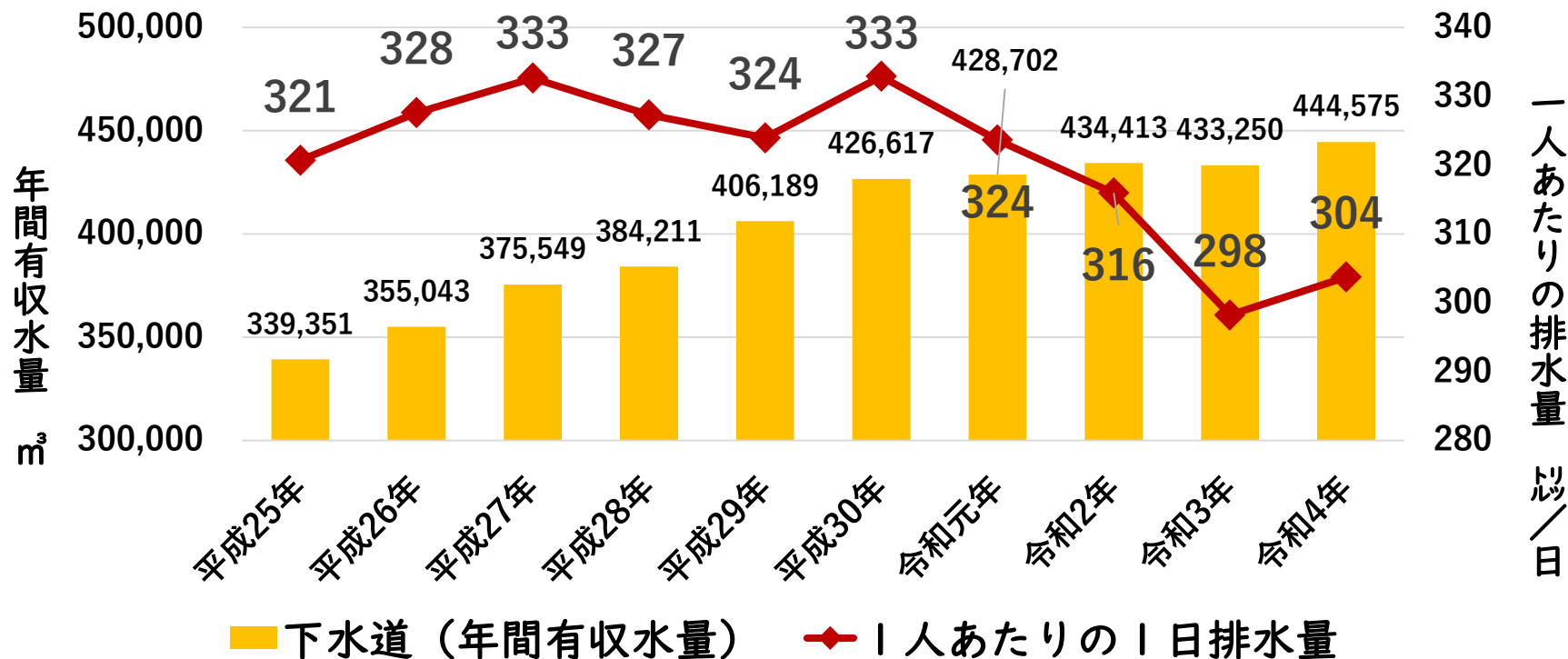
竹原市の人口は**毎年約2%ずつ減少**しており、
この傾向は今後も継続する見込みとなっています。

○平成27年→令和4年（7年間） 約**13%減**（実績）

○令和4年→令和10年（6年間） 約**11%減**（見込）

3 竹原市下水道事業の現状と課題

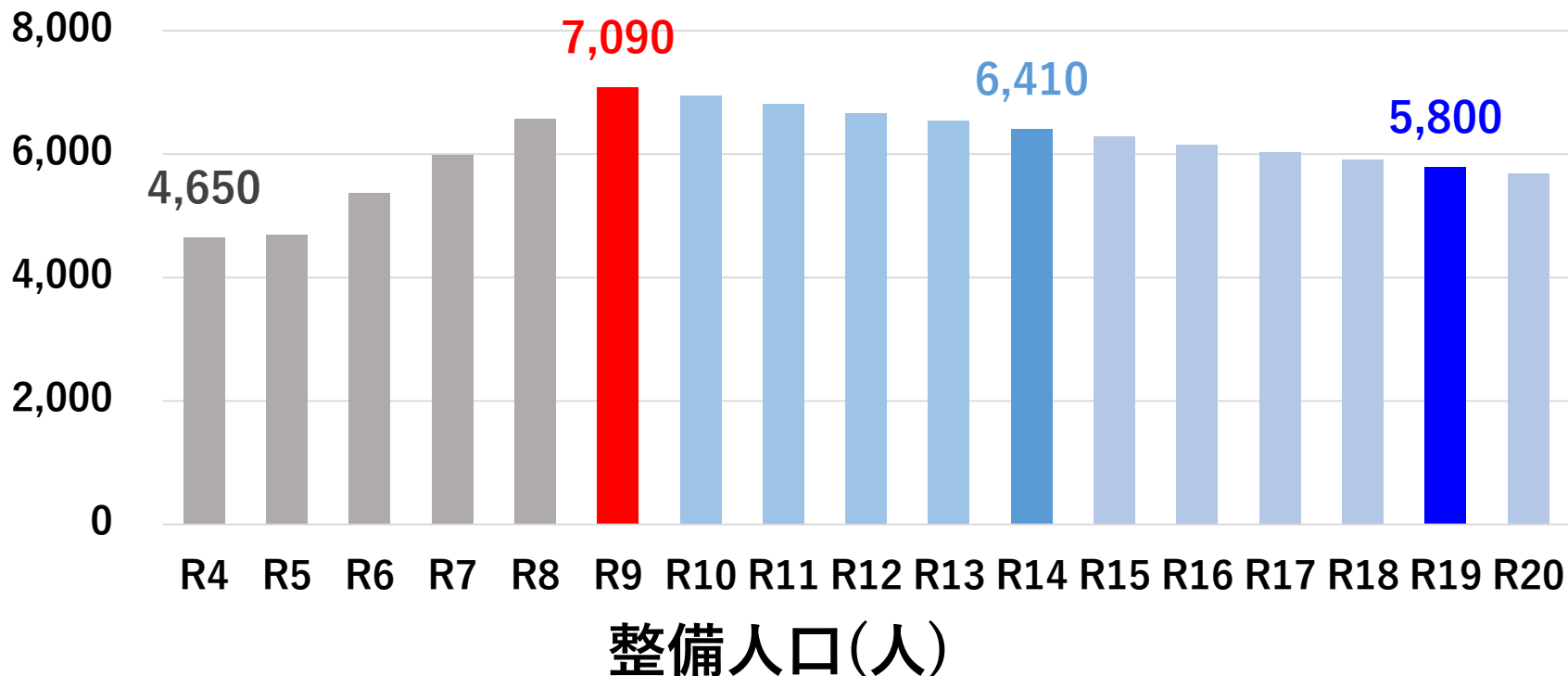
(5) 有収水量及び1人あたりの1日排水量の推移



○下水道の整備面積の拡大により、有収水量は毎年増加しています。
○節水意識の高まりや、節水機器の進歩により1人あたりの使用水量は減少傾向にあります。

3 竹原市下水道事業の現状と課題

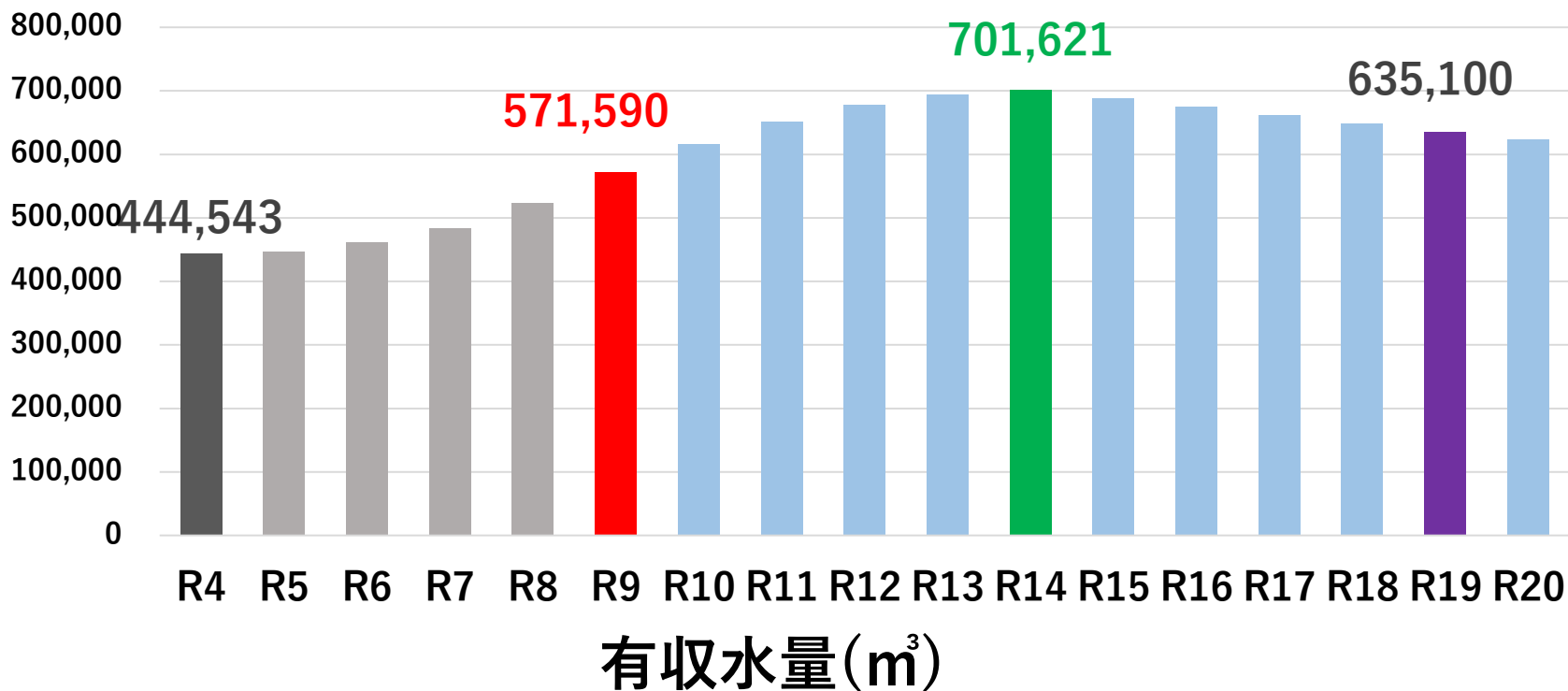
(6) 有収水量の将来見込み



○令和9年度に下水道の整備が概ね完成することを目標としています。それに伴い、令和9年度に整備人口がピークとなる予定です。

3 竹原市下水道事業の現状と課題

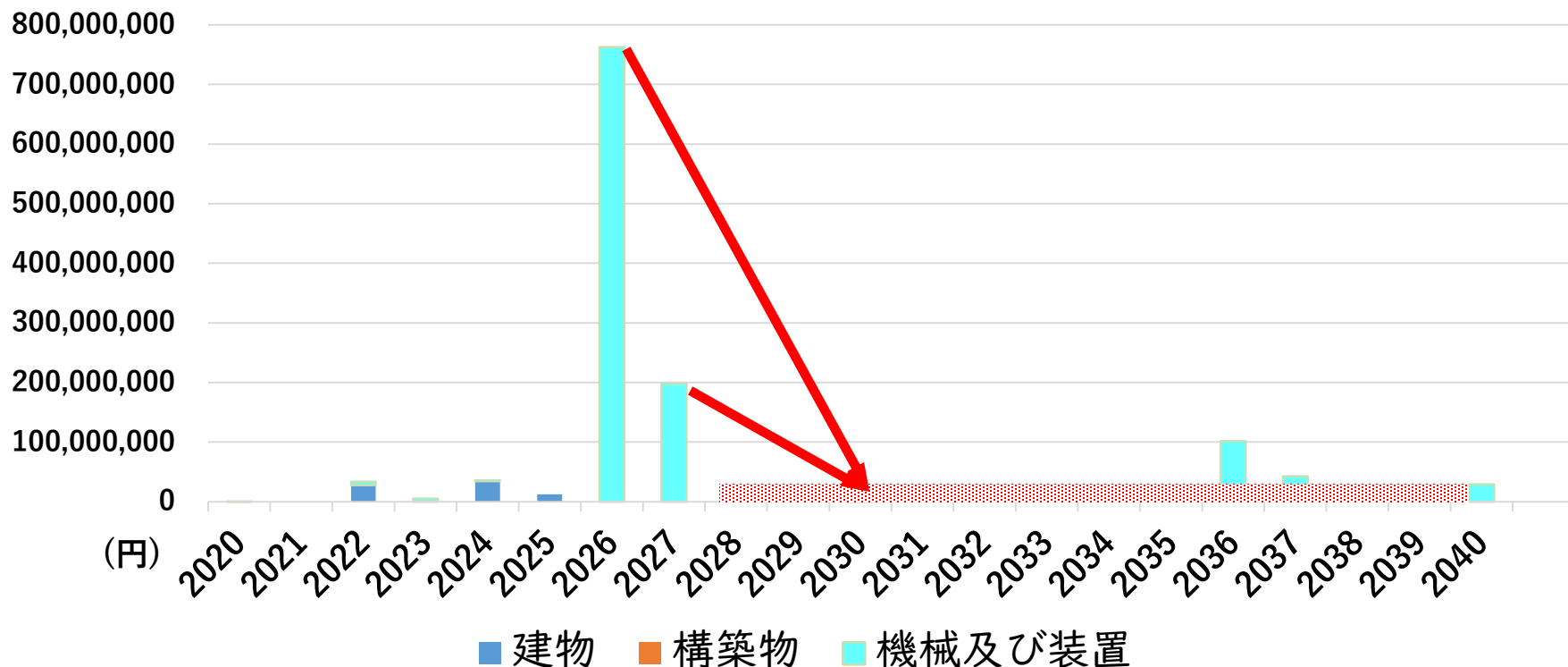
(6) 有収水量の将来見込み



○令和9年度までに整備を終えた区域から順次下水道への接続を見込んでいますが、人口減少に伴って、有収水量は令和14年度以降、減少することが見込まれます。

3 竹原市下水道事業の現状と課題

(7) 今後耐用年数を迎える資産の再調達価額



令和 8 (2026) 年に耐用年数を迎える資産が多く、再調達価額は約 7 億 6 千万円になるため、資産の長寿命化を図り、更新や改修に係る経費を、後年度へ平準化させる必要があります。

3 竹原市下水道事業の現状と課題

(8) 下水道事業の使用料単価、汚水処理原価、経費回収率

経費回収率とは、汚水処理に要した経費を、使用料でどの程度賄えているかを表した指標で、使用料水準等を評価するものです

$$\text{使用料単価} \div \text{汚水処理原価} \times 100 = \text{経費回収率} (\%)$$

| | | | | |
|-----------------------|---|-----------------------|---|-------|
| 使用料単価 | ÷ | 汚水処理原価 | = | 経費回収率 |
| 148.5円/m ³ | | 261.2円/m ³ | | 56.8% |

●使用料単価（1 m³あたりの使用料単価）

使用料収入 ÷ 有収水量

$$65,997,791\text{円} \div 44,575\text{m}^3 = \underline{148.5\text{円}/\text{m}^3}$$

●汚水処理原価（1 m³あたりの汚水処理費）

（汚水処理に係る維持管理費及び資本費－公費で負担すべき費用）

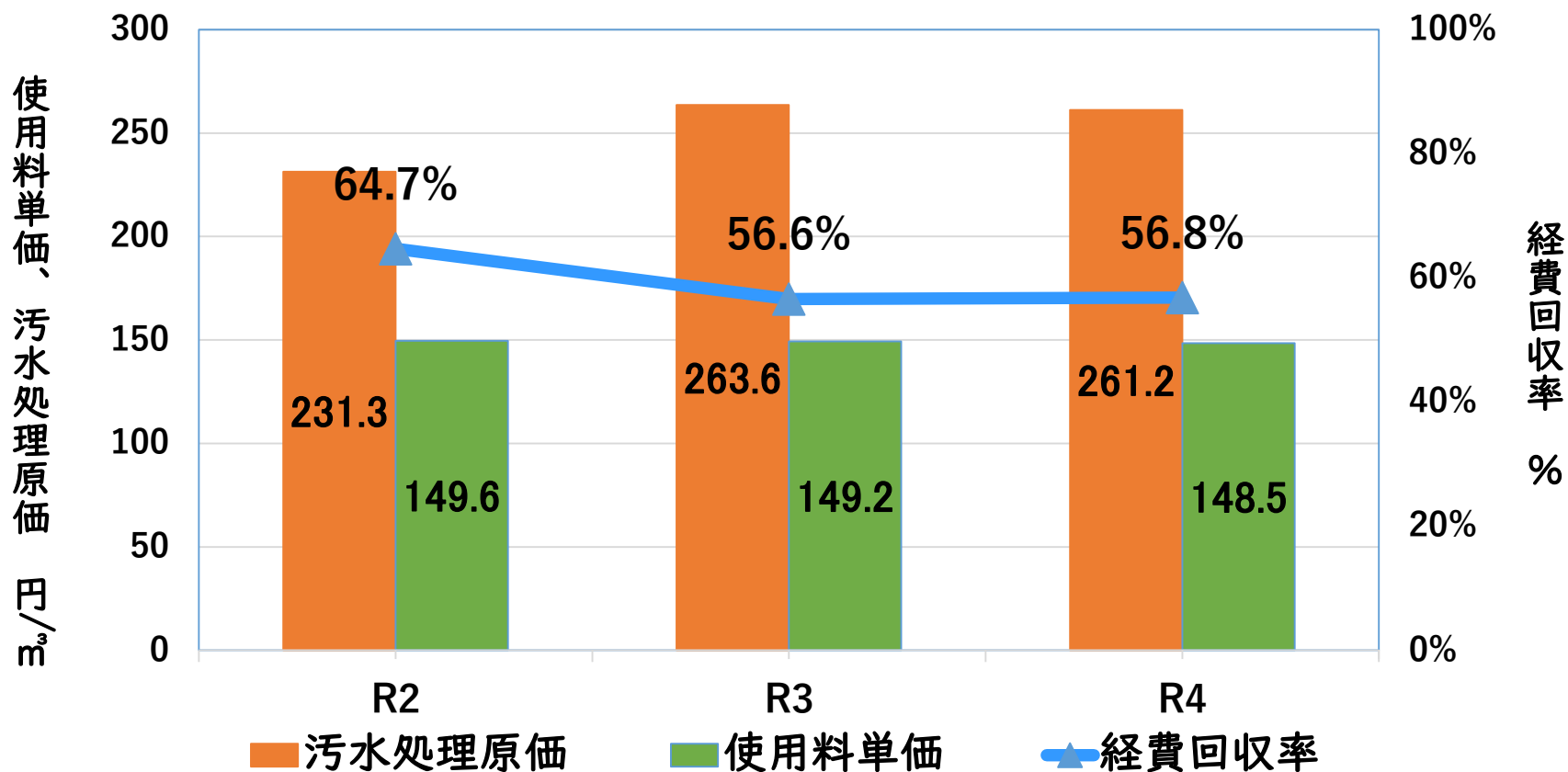
÷ 有収水量

$$116,124,461\text{円} \div 44,575\text{m}^3 = \underline{261.2\text{円}/\text{m}^3}$$

3 竹原市下水道事業の現状と課題

(8) 下水道事業の使用料単価、汚水処理原価、経費回収率

独立採算制を原則とすると経費回収率は100%以上が望ましい

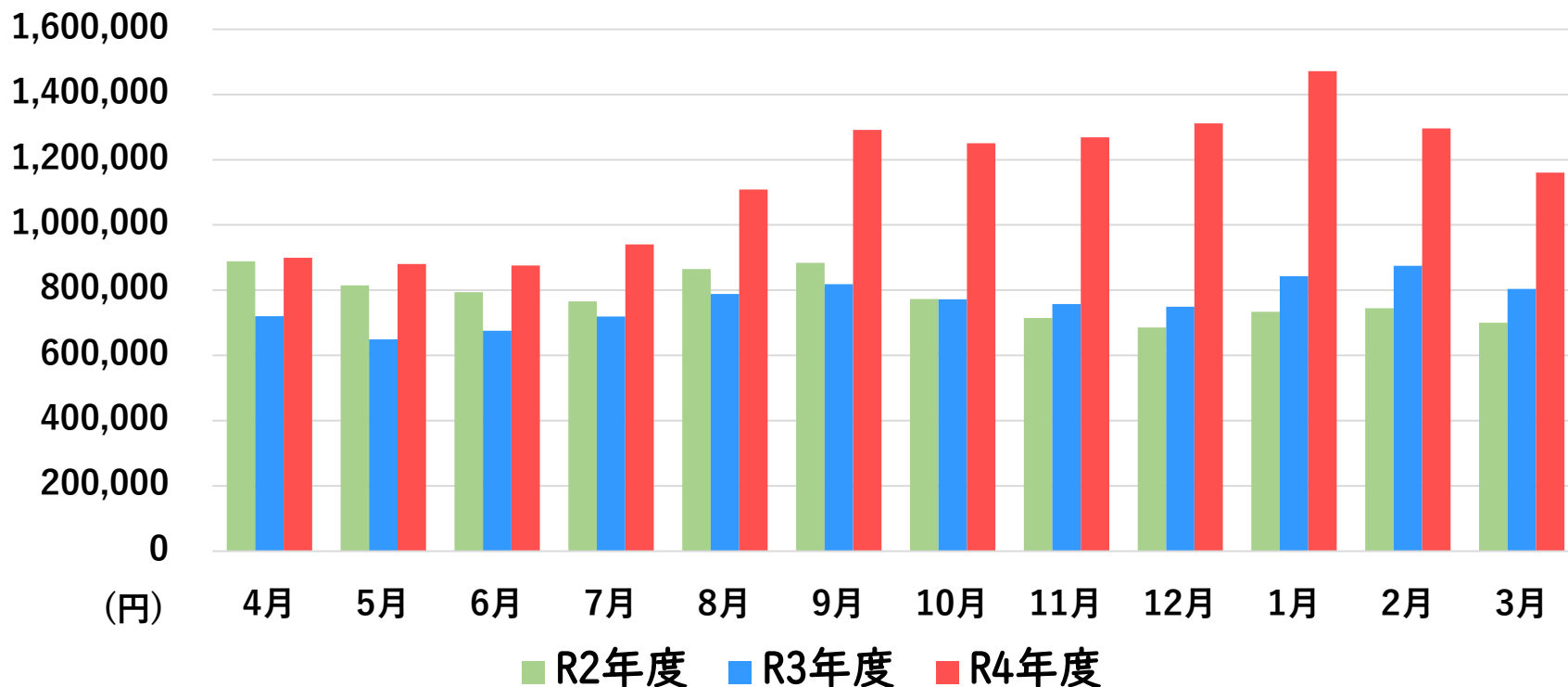


3 竹原市下水道事業の現状と課題

(8) 下水道事業の使用料単価、汚水処理原価、経費回収率

汚水処理原価は、人件費の上昇に伴う業務委託料の増加や、電力料金単価及び原材料価格等の高騰により増加傾向にあります。

例：浄化センターやポンプ場の動力費

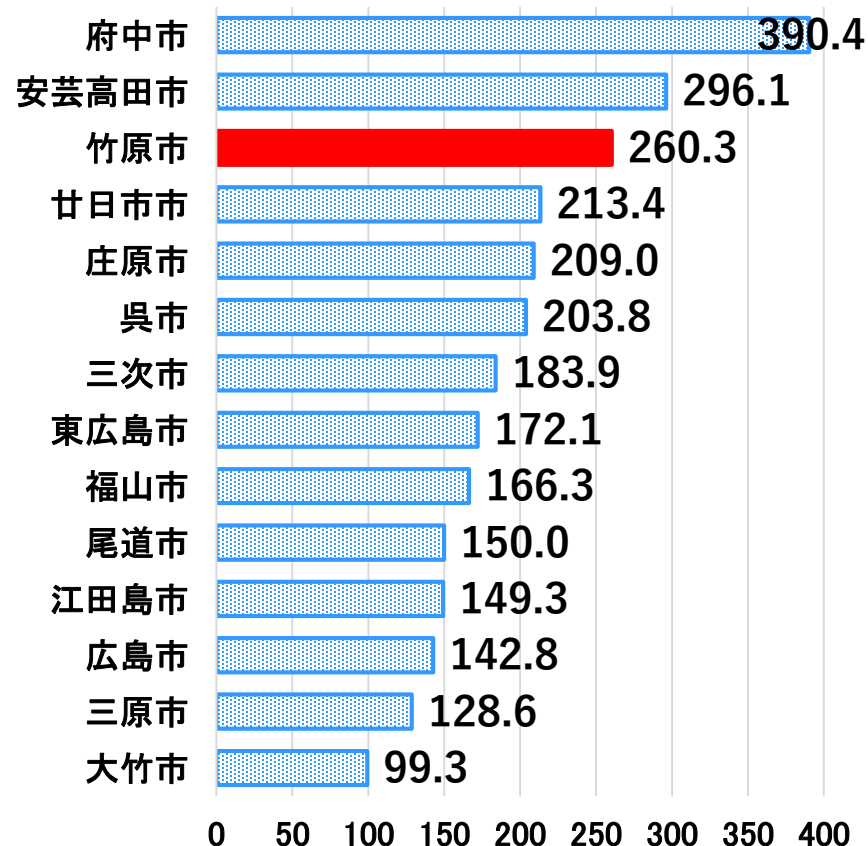
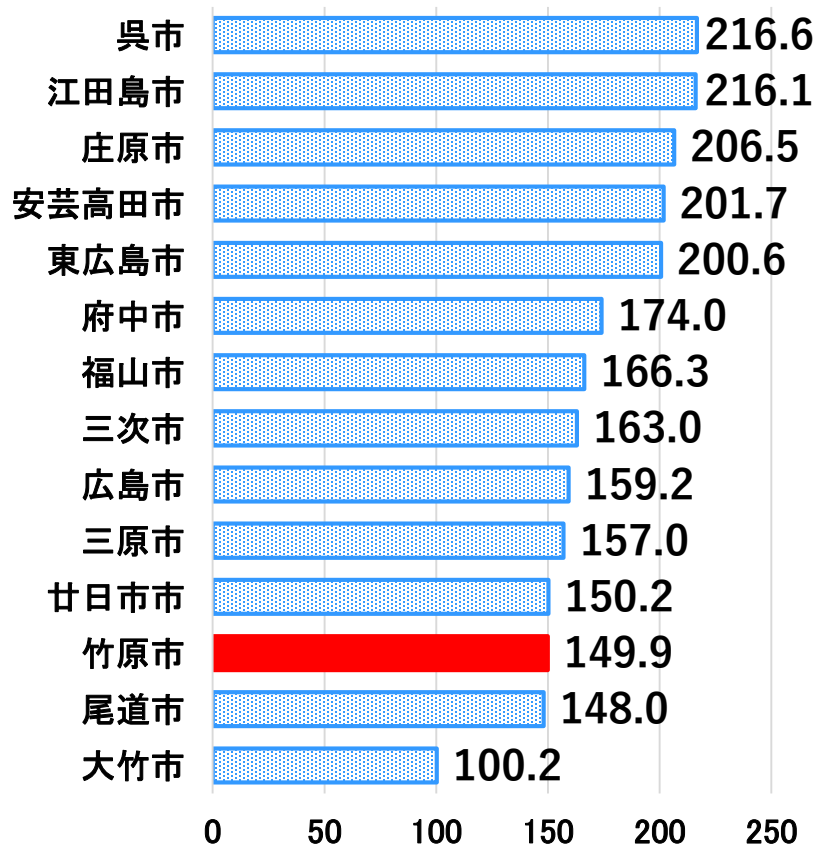


3 竹原市下水道事業の現状と課題

(9) 広島県内市の経費回収率（公共下水道事業）

使用料単価（円/㎥）

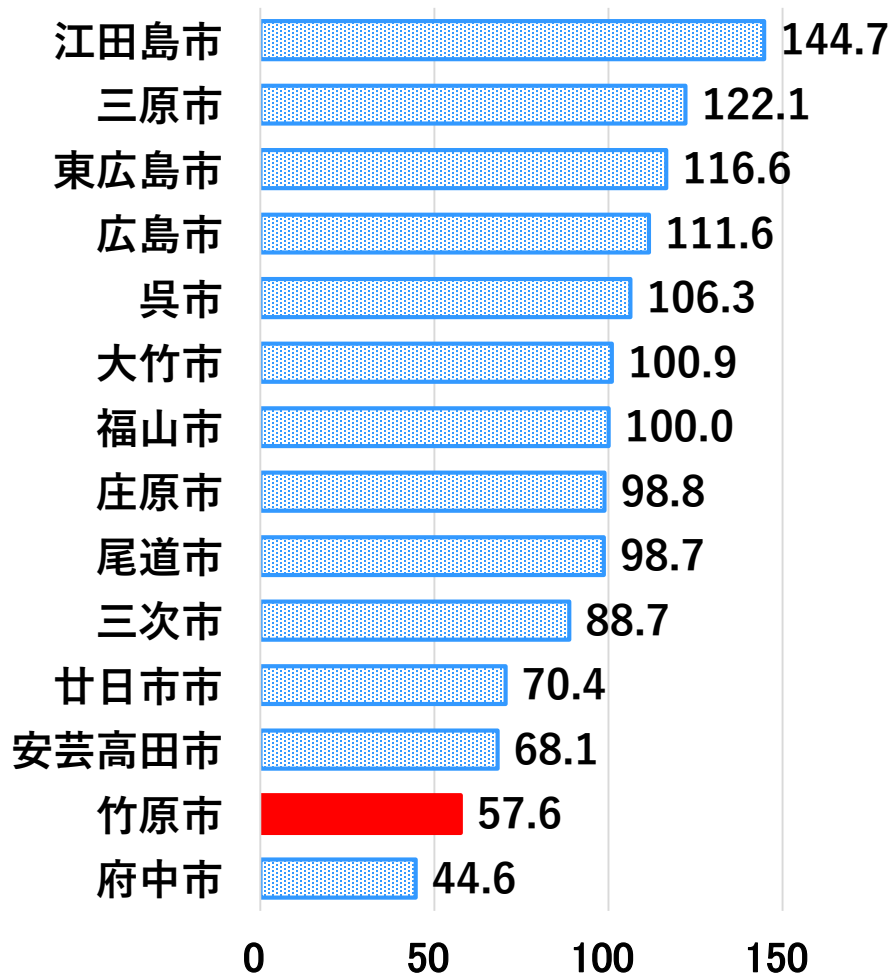
汚水処理原価（円/㎥）



○類似団体平均188.38円/㎥

3 竹原市下水道事業の現状と課題

(9) 広島県内市の経費回収率（公共下水道事業）



○全国平均 99.7%

○類似団体平均 82.6%

竹原市の公共下水道事業における経費回収率は、県内市では2番目に低い水準となっています。

経費回収率を向上するためには、

①汚水処理原価を下げる

②使用料単価を上げる

のいずれかまたは両方が必要となります。

出典：令和3年度決算統計

3 竹原市下水道事業の現状と課題

(10) 総務省・国土交通省からの要請

整備に必須の国費の交付要件について様々な経営努力が求められており、これまでも一定には対応してきているものの、今後も取り組みが必要となっている。

| | 項目 | 取組状況 |
|--------|------------------------------|-----------------------|
| 交付要件 | 公営企業会計への移行 | 令和2年度移行済 |
| | 下水道使用料の検証を令和7年度までに行う | 今回の審議会 |
| 重点配分要件 | 下水道未普及対策事業の実施 | 実施中 |
| | 経営状況の改善・見直し(次のいずれかに該当すること) | |
| | ①使用料単価150円/m ³ 以上 | 148.5円/m ³ |
| | ②経費回収率80.0%以上 | 56.8% |
| | ③使用料改定 | 未実施 |

※公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含めた令和4年度決算値

3 竹原市下水道事業の現状と課題

(11) 下水道事業を取り巻く課題

- ・ 行政区域内人口は、減少傾向が継続しています。下水道整備区域の拡大中は、下水道の利用者数の増加が見込まれますが、整備終了後は、下水道の利用者数は減少に転じるものと見込まれ、下水道使用料収入も、将来的には減少に転じることが見込まれています。
- ・ 令和9年度まで整備区域を拡大した後は、浄化センターや雨水排水ポンプ場等の機械・電気設備が耐用年数を迎えることが見込まれています。
- ・ 持続可能な運営に取り組むため、汚水処理に係る経費回収率を高める必要があります。

4 経営改善への取り組み

4 経営改善への取り組み

下水道事業に求められる経営努力(例)

収入を確保するための取組

- 1 使用料の適正化
 - ・ 適切な使用料の設定
(原価等に基づく設定、資産維持費の算入等)
- 2 接続率の向上
- 3 その他の収入確保策

今回実施

毎年実施

等

支出を最小にするための取組

- 1 広域化・共同化
 - ・ 施設の統廃合
(流域下水道への接続、公共下水道と農業集落排水施設の接続等)
 - ・ 汚泥処理の共同化
 - ・ 維持管理・事務の共同化
 - ・ ICTの利活用
- 2 最適化
 - ・ 下水道計画の見直し
(公共下水道等から浄化槽への切替え等)
- 3 老朽化対策
 - ・ スtockマネジメントによる長寿命化
 - ・ 適切な更新年数の設定
 - ・ 長寿命化させるための適切な点検・調査
- 4 民間活用
 - ・ 包括的民間委託の導入
 - ・ コンセッションなどのPPP/PFIの導入
 - ・ 指定管理者制度の導入

検討実施中

見直し済

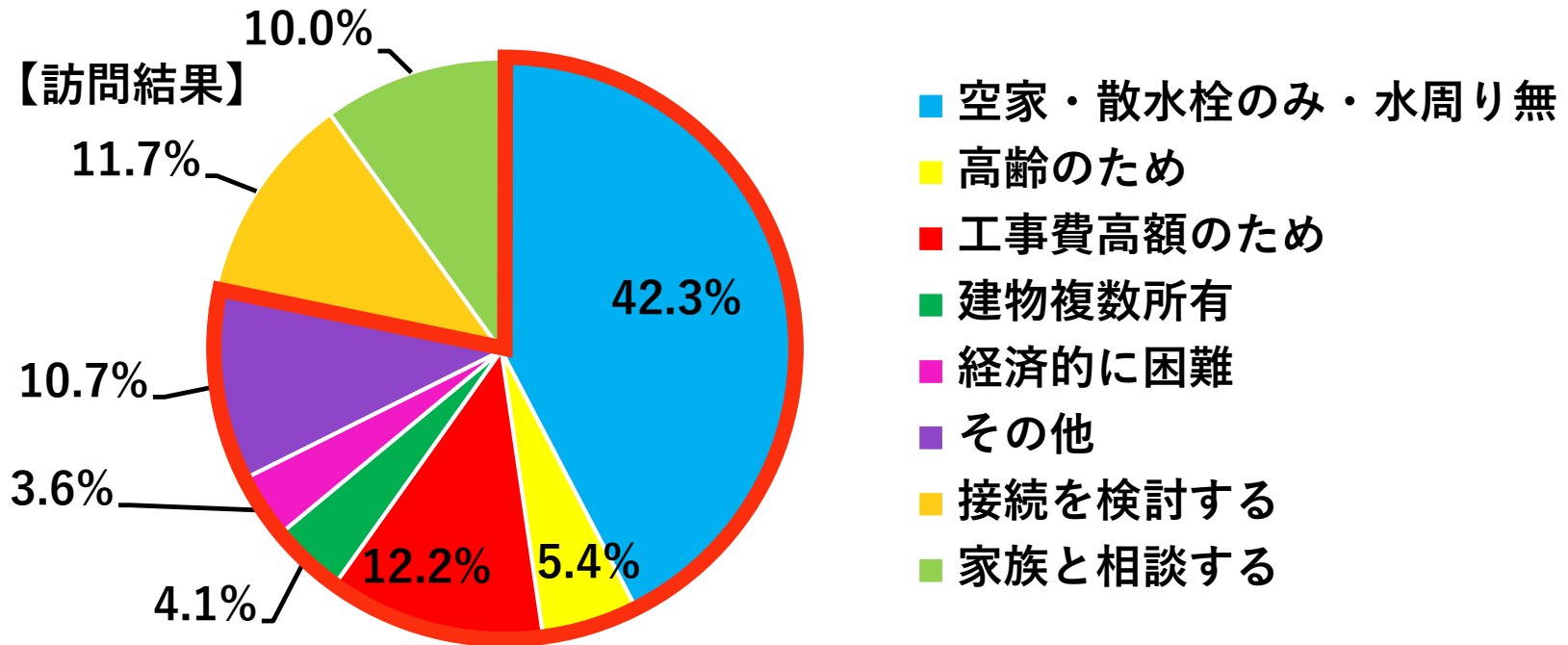
R5～実施中

導入済み

等

4 経営改善への取り組み

○接続率向上の取り組み



●下水道未接続の家庭には戸別訪問を行い、リーフレットの配布や、聞き取り調査などの啓発活動を実施しています。

●78.3%の家庭が何らかの理由により接続が難しいと回答していますが、今後も定期的な訪問により、下水道への接続について啓発活動を実施していきます。

4 経営改善への取り組み

○接続率向上の取り組み

工事費の負担が大きいと回答された方に向けて、水洗便所改造資金の融資あっせんと、その利息を市が全額負担しています。

最長5年間の償還，無利息

また、融資限度額を70万円から100万円に増額しています。

4 経営改善への取り組み

○広域化・共同化の取り組み

広島県の下水道事業について、

○人口減少等に伴う使用料収入の減少

○施設の老朽化に伴う更新費用の増加 など

「事業運営の一層の効率化」が求められている。



平成31年4月に、下水道事業を運営する県内の
全市町（23市町）と広島県で設置した

「広島県下水道事業広域化・共同化検討会」を設置

現状と課題を踏まえた具体的な取組の検討を行い、
令和3年3月に

「広島県下水道事業広域化・共同化計画」を策定

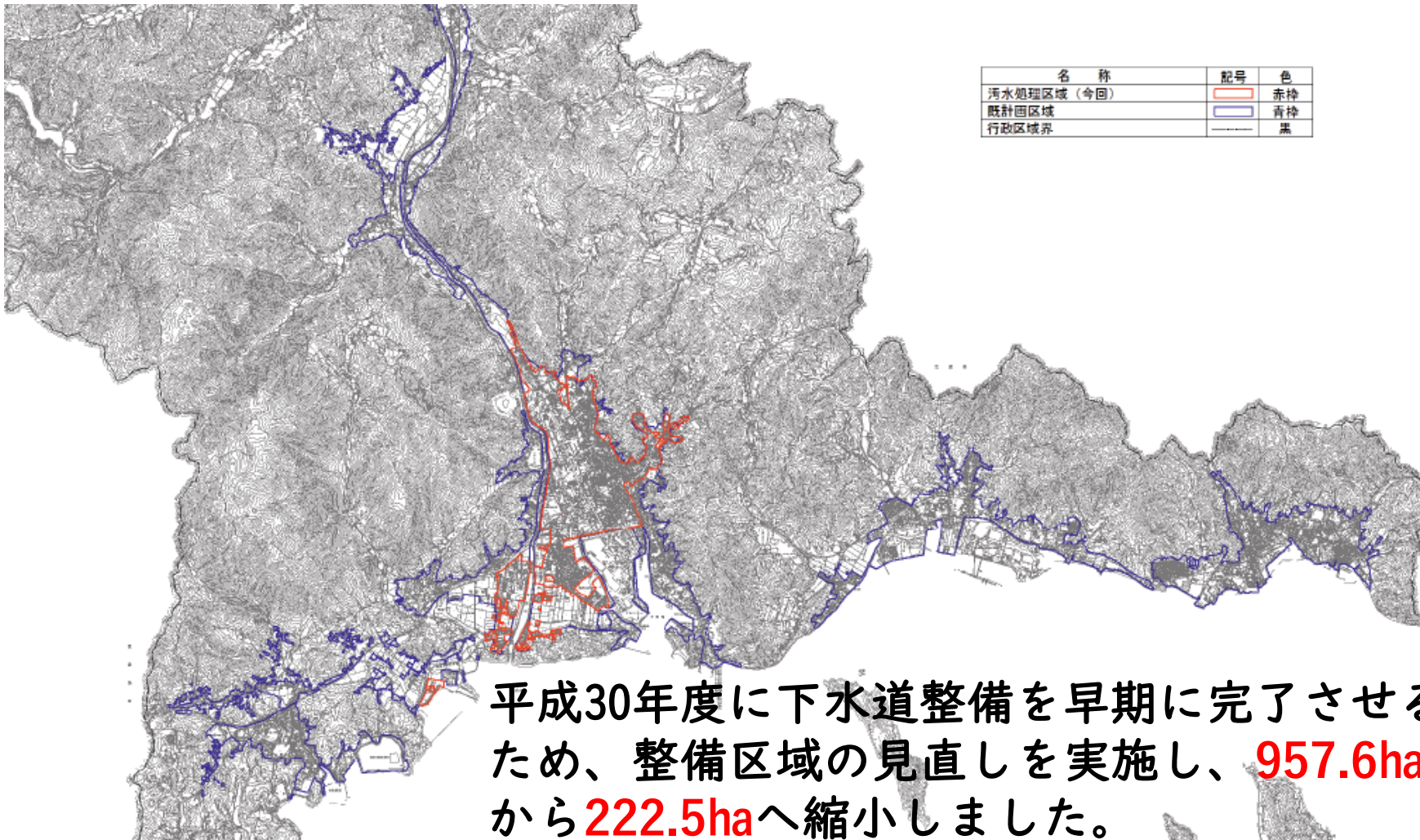
4 経営改善への取り組み

○広域化・共同化の取り組み

| | | |
|-------------|----------------|-----|
| (1)施設の広域化 | 施設の統合 | |
| | 汚泥燃料化施設の共同設置 | 検討中 |
| (2)維持管理の共同化 | 業務の共同発注 | 検討中 |
| | 公民連携の推進 | |
| | DXの推進 | |
| (3)危機管理の共同化 | 災害時支援協定・災害合同訓練 | 実施中 |
| | 保有する資機材の相互融通 | 実施中 |
| (4)執行体制の共同化 | 執行体制の共同化 | |
| | 技術研修等の共同実施 | 実施中 |

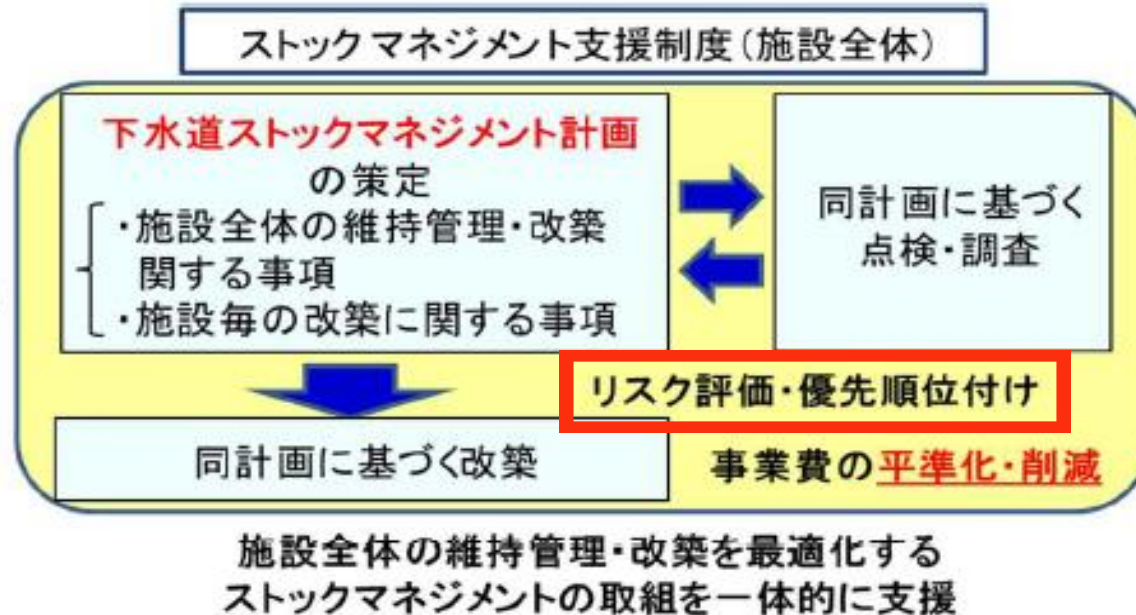
4 経営改善への取り組み

○下水道事業の最適化（下水道整備区域の見直し）



4 経営改善への取り組み

○下水道施設の老朽化対策



令和8年度から見込まれる竹原浄化センターや雨水排水ポンプ場の機械・電気設備の耐用年数経過に対応するため、令和5年度から「ストックマネジメント計画」の策定に取り組んでいます。

➡この計画に基づいた設備の更新や、維持修繕に取り組み、**施設の更新費用の平準化・削減**に取り組んでいきます。

4 経営改善への取り組み

○民間活用

竹原市では、竹原浄化センター・雨水排水ポンプ場・マンホールポンプ場などの6施設について、「**性能発注による包括管理委託**」を実施しています。

●仕様発注とは

施設管理業務に関わる詳細な要件等（運転管理方法）の**仕様書を公共が作成**し、民間に提示する発注方法

●性能発注とは

必要な施設の性能要件や業務水準のみを提示し、その要求水準を満たすための詳細な手段は問わずに、**民間の裁量の下**で要求水準を満たすことを求めた発注方法

4 経営改善への取り組み

○民間活用 (目標水準)

(1)処理水質

| 項目 | pH | BOD | COD | SS | T-N | T-P | 大腸菌群数 |
|-----------|-------------|------|------|------|------|------|-------------------|
| 単位 | | mg/l | mg/l | mg/l | mg/l | mg/l | 個/cm ³ |
| 目標 基準値 | 5.8～ 8.6 | 5以下 | 10以下 | 5以下 | 10以下 | 1以下 | 検出されな いこと |

(2)汚泥性状

| 項目 | 脱水ケーキ含水率 |
|-----------|----------|
| 単位 | % |
| 目標 基準値 | 83以下 |

4 経営改善への取り組み

○民間活用

包括的民間委託の期待される効果

- 運転管理、ユーティリティ、補修を行っていた公共人件費の削減
- 運転手順の改善等による業務効率化
- 薬品、電力等調達柔軟化、大口購入による単価の引き下げ、品質の適正化、節約等によるコスト縮減
- 民間による補修の必要性の見極め、保守点検との一体的な実施等、民間企業の創意工夫による効率化
- 包括的受注による諸経費率の削減(スケールメリットの発現)

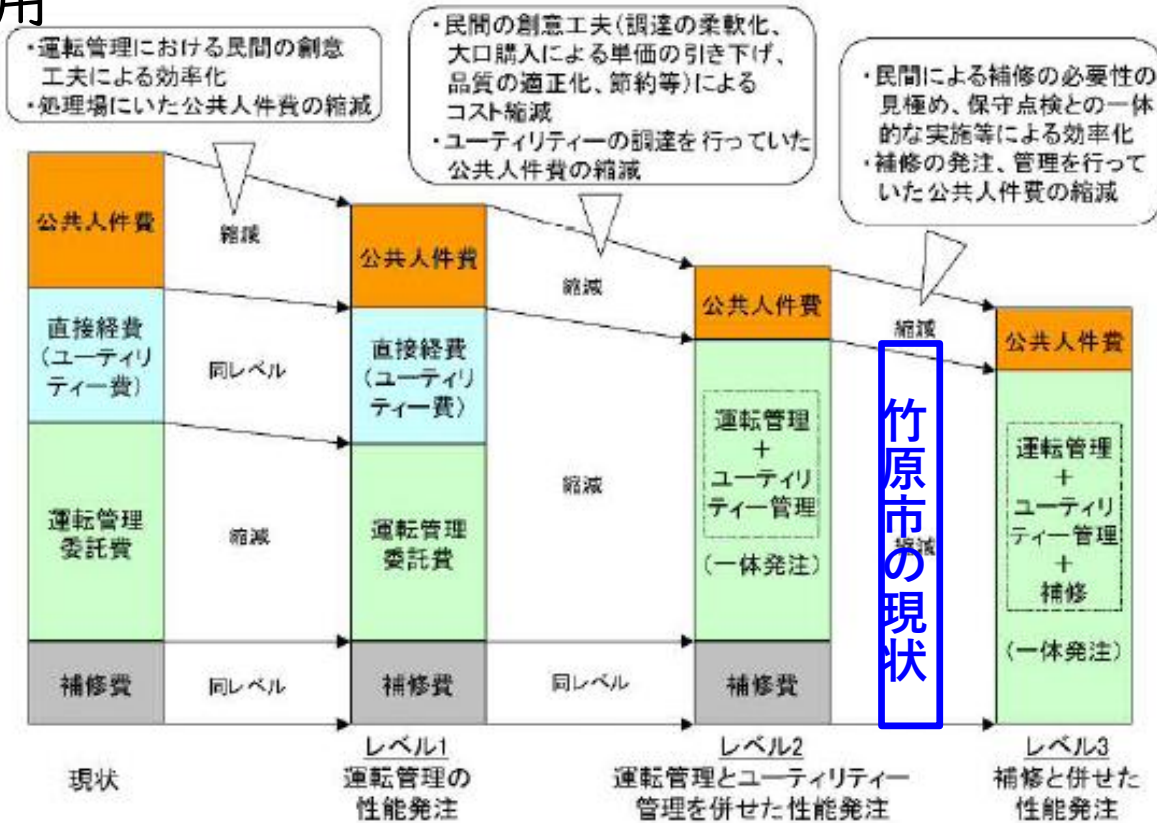
竹原市では、供用開始当初から浄化センター等を**管理する技術職員を配置せず**、要求水準と業務履行の管理を実施しており、公共人件費を削減しています。

(参考)

一般行政職員の平均
給与月額 387,371円
(令和4年4月1日現在)

4 経営改善への取り組み

○民間活用



竹原市では、運転管理業務、薬品やグリス、水質検査試薬等の消耗品調達、一般施設管理、緊急的な簡易修繕などを業務委託しています。

5 下水道使用料の考え方と現在の使用料について

5 下水道使用料の考え方と現在の使用料について

(1) 現在の下水道使用料

下水道使用料（1カ月計算用）

※消費税抜き

| 用途別 | 基本料金 | 汚水使用水量 1 カ月 | 超過料金 (円/ m ³) |
|------------|--------|---------------------------------------|------------------------------|
| 一般用 | 800円 | 0 ~ 8m ³ | 0円 |
| | | 9m ³ ~ 20m ³ | 140円 |
| | | 21m ³ ~ 30m ³ | 160円 |
| | | 31m ³ ~ 50m ³ | 180円 |
| | | 51m ³ ~ 100m ³ | 190円 |
| | | 101m ³ ~ 200m ³ | 200円 |
| | | 201m ³ ~ | 230円 |
| 一般 公衆浴場 | 800円 | 0 ~ 8m ³ | 0円 |
| | | 9m ³ ~ 20m ³ | 140円 |
| | | 21m ³ ~ | 97円 |
| 臨時用 | 3,000円 | 0 ~ 10m ³ | 0円 |
| | | 11m ³ ~ | 470円 |

使用料体系
「用途別の
二部料金制」

- ・ 3用途別
- ・ 基本料金と
超過料金

○基本水量あり
○逦増料金制

(2) 竹原市における使用料体系について

二部料金制

下水道を利用することに対して支払う【基本料金】と
使用水量に応じた【超過料金】で構成する料金体系



使用水量の増減に関わらず固定的に必要とされる経費
(人件費, 検針費用など) を**基本料金**でまかない、使用水量
に応じて増減する経費(浄化センターの電気代, 薬品代など)
を**従量料金**(超過料金)でまかなう考え方

広島県内市の公共下水道事業では、
県内の全ての市で二部料金制を採用

(2) 竹原市における使用料体系について

基本水量制

基本料金を負担することで、一定量の使用水量
の従量料金を無料とする制度
《竹原市では毎月 8 m^3 (一般用) まで基本料金のみ》



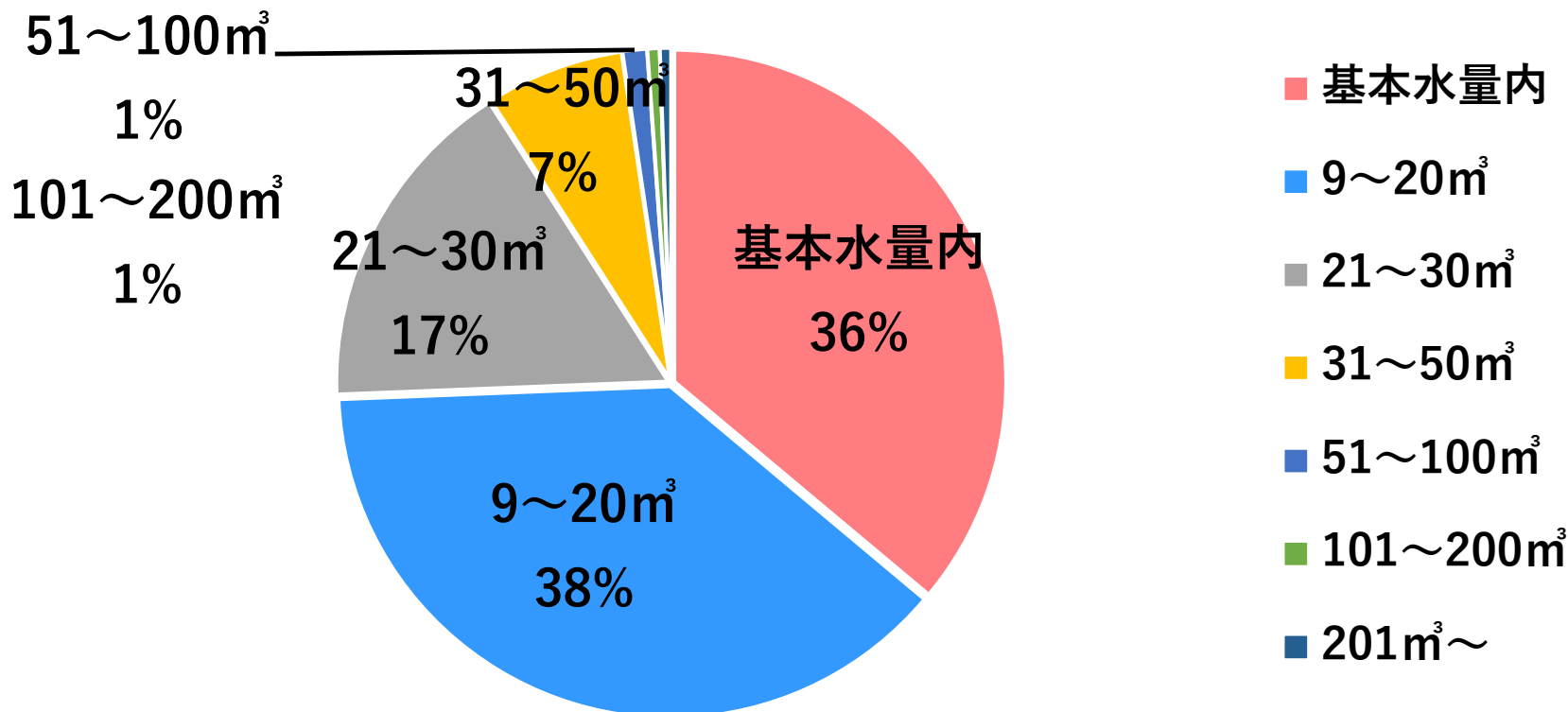
公衆衛生上の観点から一定量の水使用を促すことを目的としていたが、多くのご家庭で水道を利用している現状から、当初の目的は達成されている。

広島県内市の公共下水道事業では、
県内14市のうち12市で基本水量制を採用

5 下水道使用料の考え方と現在の使用料について

(2) 竹原市における使用料体系について

1カ月あたりの使用水量別 使用者割合

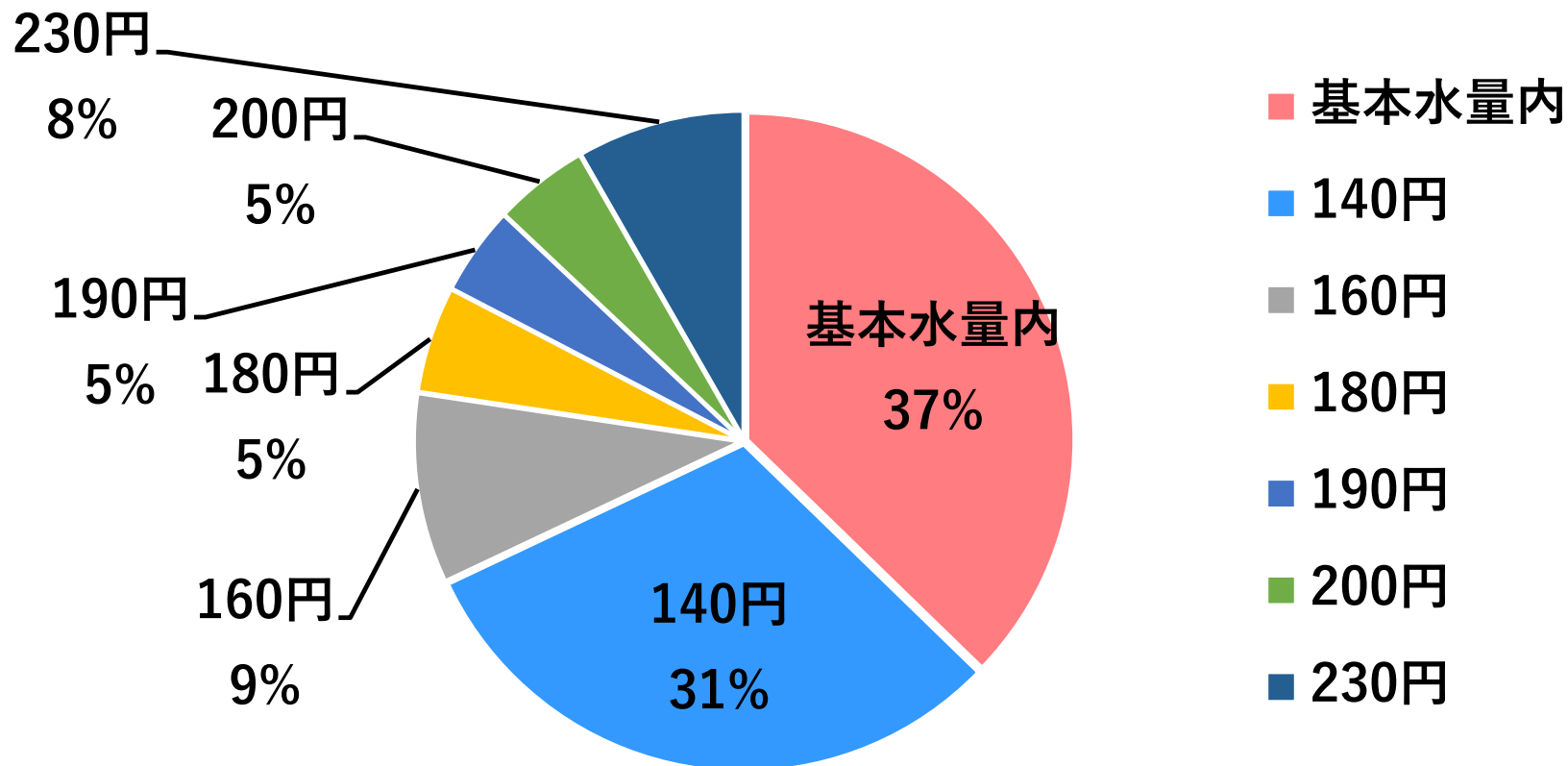


- ・ 全使用者の約36%が基本水量内での下水道利用
- ・ 月50m³までの使用者で約98%を占めており大口利用者が少ない

5 下水道使用料の考え方と現在の使用料について

(2) 竹原市における使用料体系について

使用料単価別 下水道使用水量割合



有収水量のうち約37%が基本水量内で増加傾向にあります

5 下水道使用料の考え方と現在の使用料について

(2) 竹原市における使用料体系について

逓増料金制

使用する水量が増えるほど、 1m^3 あたりの料金単価が高くなる

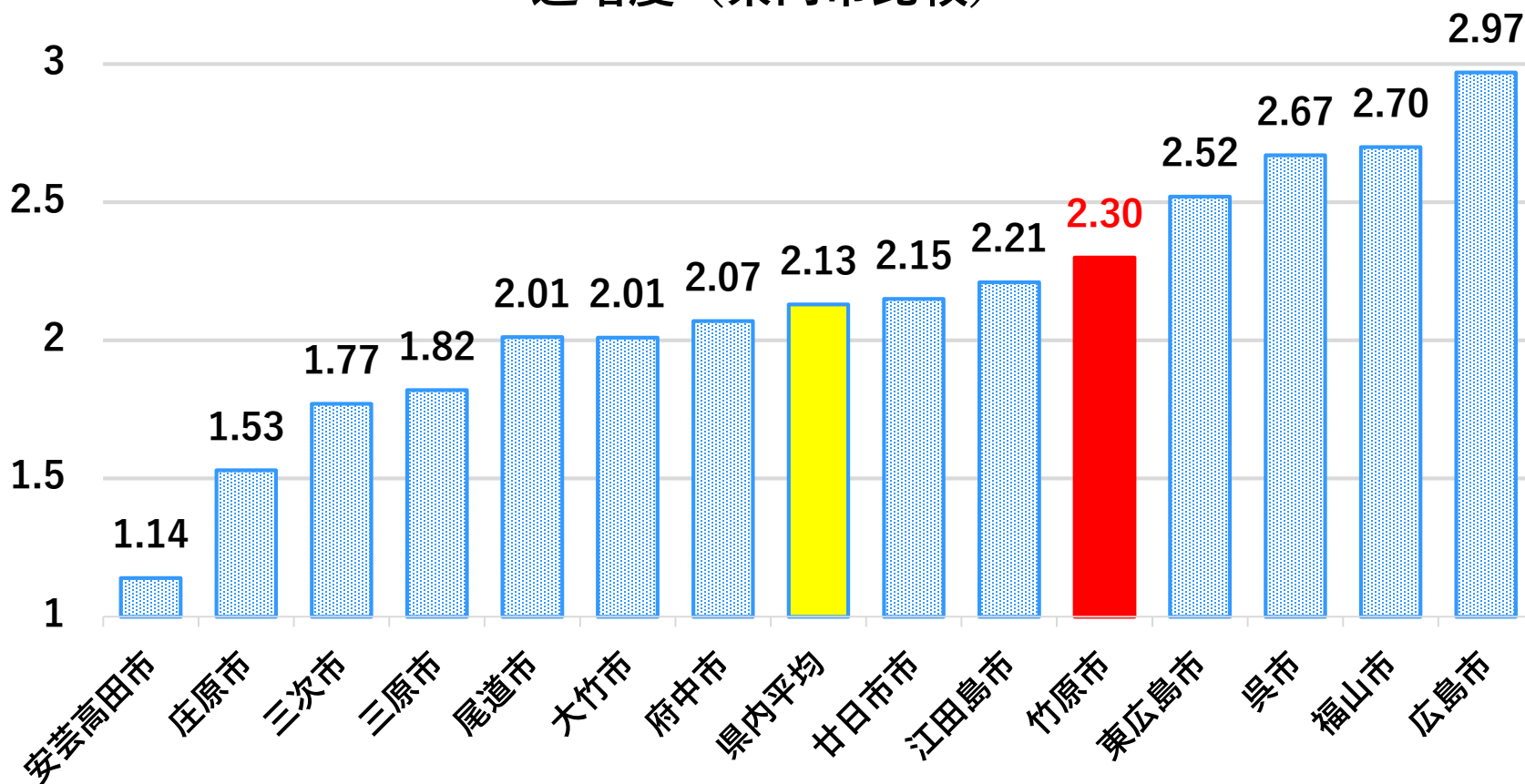
| | | | | | |
|--|---|-----------------------|---|--|------------|
| 基本料金 800円 | ÷ | 基本水量 8m^3 | = | 1m^3 単価 100円/ m^3 | } 逓増度 2.3倍 |
| 201 m^3 ~ 230円/ m^3 | | | = | 1m^3 単価 230円/ m^3 | |

下水道施設の拡張には多額の費用を要することから、これに伴う費用を大口利用者の料金に反映させるとともに、節水意識を働かせることで水需要を抑制し、省資源化を図るという観点から、県内市全てで【逓増料金制】が採用されています

5 下水道使用料の考え方と現在の使用料について

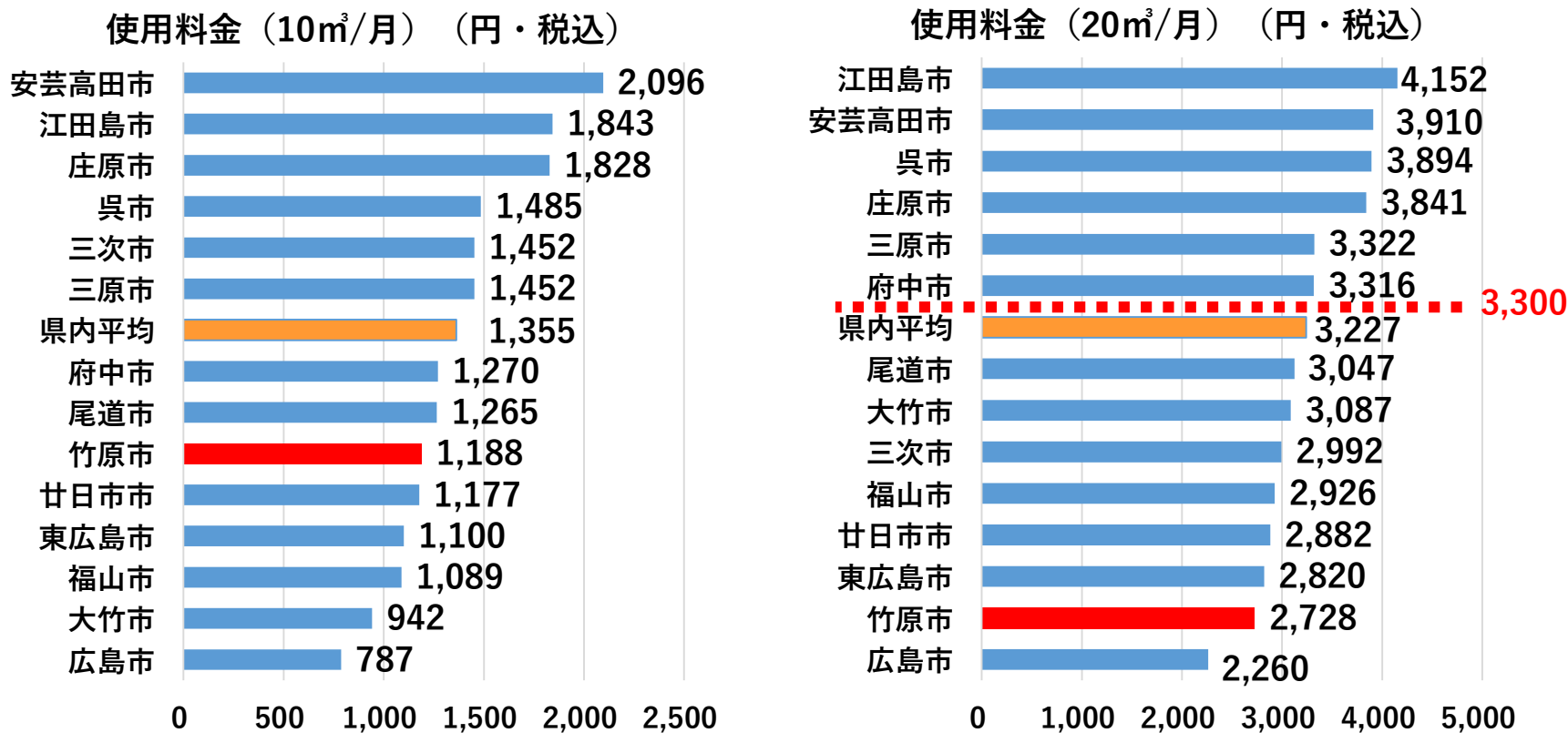
(2) 竹原市における使用料体系について

逓増度（県内市比較）



5 下水道使用料の考え方と現在の使用料について

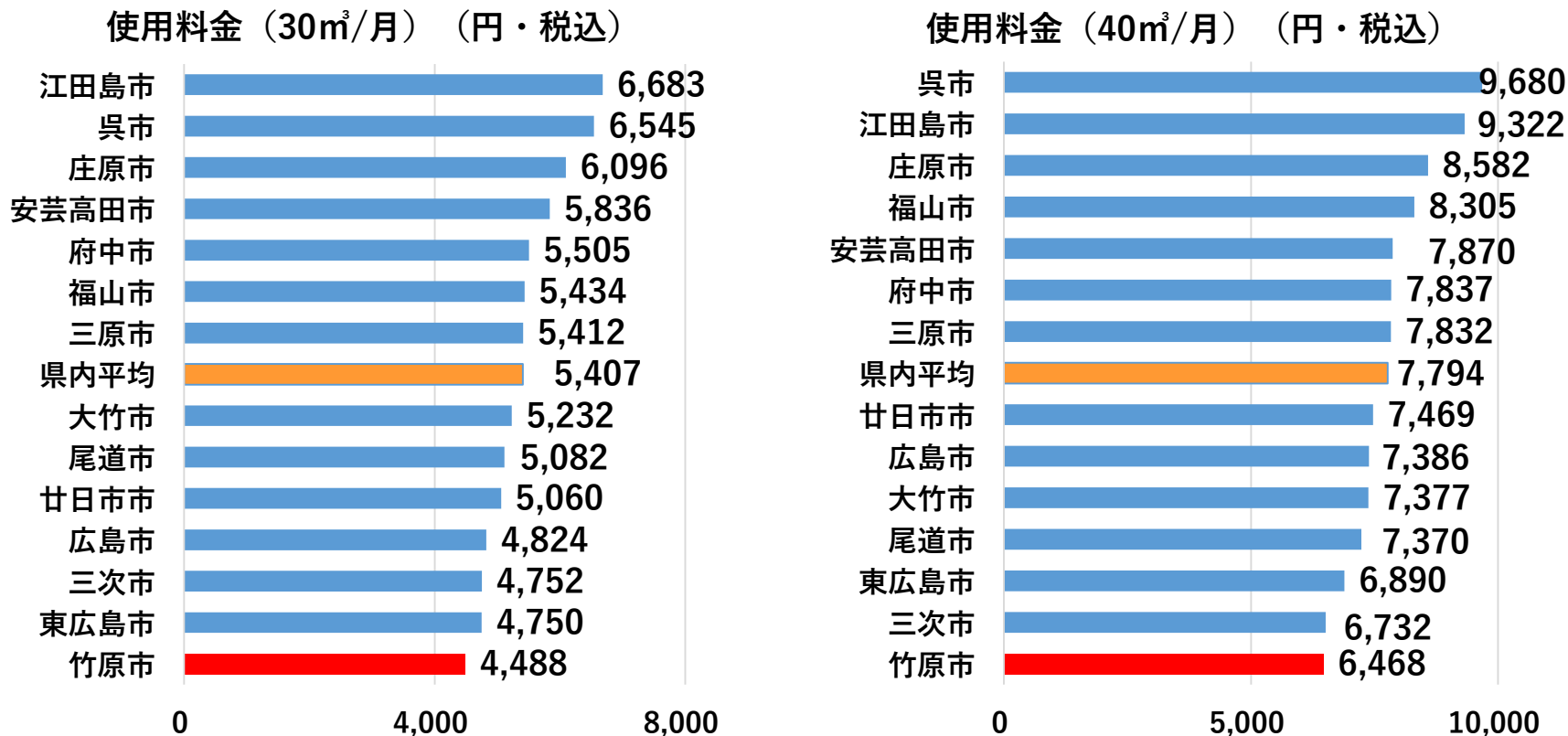
(3) 県内市の下水道使用料（令和5年4月1日現在）



各使用水量において、県内平均を下回っており、竹原市は低い水準です。また、総務省が示す下水道事業が行うべき経営努力の水準として1カ月20m³使用した場合の下水道使用料3,000円（税抜き）を下回っています。

5 下水道使用料の考え方と現在の使用料について

(3) 県内市の下水道使用料（令和5年4月1日現在）



各使用水量において、県内平均を下回っており、竹原市は低い水準です。また、総務省が示す下水道事業が行うべき経営努力の水準として1カ月20m³使用した場合の下水道使用料3,000円（税抜き）を下回っています。

6 下水道使用料の検討手順について

6 下水道使用料の検討手順について

財政計画等の
策定・確認

- 施設の整備・管理計画
- 排水需要の予測
- 職員の配置計画

収支の状況を確認し
使用料の目標水準を
判断する

総合的な検討を行い
使用料体系を構築する

収支見積りに基づく
使用料改定の必要性の確認

- 収支の見積(現行使用料金表)
- 支出(維持管理費・資本費)の推計
- 収支バランスの確認

収支過不足の確認

- 使用料の改定率の目安

使用料体系の検討

- 基本使用料・基本水量の設定
- 従量制使用料の設定

今後のスケジュールについて

| 令和5年度 | | | | | | スケジュール概要 |
|-------|---|---|---|-----|---|----------|
| 項目 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | |
| 審議会 | 7月 13日 | 8月 下旬 | 9月 下旬 | | 11月 下旬 | |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第1回 審議会</div> <p>● 諮問 ・ 本日の議題</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第2回 審議会</div> <p>・ 今後の収支見通し ・ 目指すべき使用料水準の検討</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第3回 審議会</div> <p>・ 前回までの意見を反映した収支見通しの提示 ・ 下水道使用料体系の検討 ・ 答申内容の検討</p> | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">最終回 審議会</div> <p>● 答申</p> | |

審議状況によって、審議回数が増減する場合があります